

平成十年法律第百十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 基本指針等(第九条―第十一条)

第三章 感染症に関する情報の収集及び公表(第十二条―第十六条の二)

第四章 就業制限その他の措置(第十六条の三―第二十六条の二)

第五章 消毒その他の措置(第二十六条の三―第三十六条)

第六章 医療(第三十七条―第四十四条)

第七章 新型インフルエンザ等感染症(第四十四条の二―第四十四条の五)

第八章 新感染症(第四十四条の六―第五十三条)

第九章 結核(第五十三条の二―第五十三条の五)

第十章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置(第五十四条―第五十六条の二)

第十一章 特定病原体等

第一節 一種病原体等(第五十六条の三―第五十六条の五)

第二節 二種病原体等(第五十六条の六―第五十六条の十五)

第三節 三種病原体等(第五十六条の十六―第五十六条の十七)

第四節 所持者等の義務(第五十六条の十八―第五十六条の二十九)

第五節 監督(第五十六条の三十―第五十六条の三十八)

第十二章 感染症及び病原体等に関する調査及び研究(第五十六条の三十九)

第十三章 費用負担(第五十七条―第六十三条)

第十四章 雑則(第六十三条の二―第六十六条)

第十五章 罰則(第六十七条―第八十三条)

附則

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

第一条 (目的) この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

第二条 (基本理念) 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、これらを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

第三条 (国及び地方公共団体の責務) 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

5 国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に對し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

4 動物等取扱業者(動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。)は、その輸入し、保管し、貸出しを行い、販売し、又は展示する動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないよう努めなければならない。

5 獣医師等の責務

5 国は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(医師等の責務)

5 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うとともに、当該医療について適切な説明を行い、当該患者等の理解を得るよう努めなければならない。

2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 国は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(国民の責務)

4 国民は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(医師等の責務)

5 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うとともに、当該医療について適切な説明を行い、当該患者等の理解を得るよう努めなければならない。

2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(国民の責務)

4 国民は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(医師等の責務)

5 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うとともに、当該医療について適切な説明を行い、当該患者等の理解を得るよう努めなければならない。

2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(国民の責務)

4 国民は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(医師等の責務)

5 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うとともに、当該医療について適切な説明を行い、当該患者等の理解を得るよう努めなければならない。

2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(国民の責務)

4 国民は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(医師等の責務)

5 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うとともに、当該医療について適切な説明を行い、当該患者等の理解を得るよう努めなければならない。

2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 国は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(国民の責務)

4 国民は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(医師等の責務)

5 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うとともに、当該医療について適切な説明を行い、当該患者等の理解を得るよう努めなければならない。

2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(国民の責務)

4 国民は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(医師等の責務)

5 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うとともに、当該医療について適切な説明を行い、当該患者等の理解を得るよう努めなければならない。

2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(国民の責務)

4 国民は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(医師等の責務)

5 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うとともに、当該医療について適切な説明を行い、当該患者等の理解を得るよう努めなければならない。

2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(国民の責務)

4 国民は、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(医師等の責務)

5 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うとともに、当該医療について適切な説明を行い、当該患者等の理解を得るよう努めなければならない。

2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 E型肝炎
- 二 A型肝炎
- 三 黄熱
- 四 Q熱
- 五 狂犬病
- 六 炭疽
- 七 鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）
- 八 ボツリヌス症
- 九 マラリア
- 十 野兔病
- 十一 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であつて、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの。

6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
- 二 ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）
- 三 クリプトスポリジウム症
- 四 後天性免疫不全症候群
- 五 性器クラミジア感染症
- 六 梅毒
- 七 麻しん
- 八 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
- 九 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病（四類感染症を除く。）であつて、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの。

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 新型インフルエンザ（新たに人から人へ伝染する能力を有することとなつたウイルスを病原体とするインフルエンザであつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
- 二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであつてその後流

行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であつて、既に知られている感染性の疾病と異なるもので、当該疾病の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかつた場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

10 この法律において「疑似症患者」とは、感染症の疑似症を呈している者をいう。

12 この法律において「感染症指定医療機関」とは、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指

定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関をいう。

13 この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。

14 この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

15 この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

16 この法律において「結核指定医療機関」とは、結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

17 この法律において「病原体等」とは、感染症の病原体及び毒素をいう。

18 この法律において「毒素」とは、感染症の病原体によつて産生される物質であつて、人の体内に入った場合に人を発病させ、又は死亡させるもの（人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるもの（以下「人工合成毒素」という。）を含む。）をいう。

二 エボラウイルス属アイボリーコーストエボラウイルス、ザイルルウイルス、スーダンエボラウイルス及びレステンエボラウイルス

三 オルソボックスウイルス属パリオウイルス（別名痘そうウイルス）

四 ナイロウイルス属クリミア・コンゴヘモラジックフィバーウイルス（別名クリミア・コンゴ出血熱ウイルス）

五 マールブルグウイルス属レイクピクトリアマールブルグウイルス

六 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に極めて重大な影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの

七 この法律において「二種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

一 コクシエラ属バーネットイ

二

三

四

五

六

七

八

及び健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの

この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

- 一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルス（血清型が政令で定めるものであるもの（新型コロナウイルス等感染症の病原体を除く。）又は新型コロナウイルス等感染症の病原体に限る。）
二 エンテリヒア属コリー（別名大腸菌）（腸管出血性大腸菌に限る。）
三 エンテロウイルス属ポリオウイルス
四 クリプトスポリジウム属バルム（遺伝子型が一型又は二型であるものに限る。）
五 サルモネラ属エンテリカ（血清型がタイプI又はパラタイプIAであるものに限る。）
六 志賀毒素（人工合成毒素であつて、その構造式が志賀毒素の構造式と同一であるものを含む。）
七 シゲラ属（別名赤痢菌） ソンネイ、ディゼンテリエ、フレキシネリー及びボイディイ型がO一又はO一三九であるものに限る。）
八 フラビウイルス属イエローフィーバーウイルス（別名黄熱ウイルス）
十 マイコバクテリウム属ツベルクローシス（前項第二号に掲げる病原体を除く。）
十一 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの

24 厚生労働大臣は、第三項第六号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

（指定感染症に対するこの法律の準用）
第七条 指定感染症については、一年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより次条、第三章から第七章まで、第十章、第十三章及び第十四章の規定の全部又は一部を準用する。

2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で定められた疾病について同項の政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。

3 厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。（疑似症患者及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用）

第八条 一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるものの疑似症患者については、それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

2 新型コロナウイルス等感染症の疑似症患者であつて当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものについては、新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

3 一類感染症の無症状病原体保有者又は新型コロナウイルスエンザ等感染症の無症状病原体保有者については、それぞれ一類感染症の患者又は新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

第二章 基本指針等
第九条 厚生労働大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

- 1 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 感染症の予防の推進の基本的な方向
二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
五 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項
六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
七 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項
九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

10 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項
11 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
12 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条において「予防計画」という。）を定めなければならない。

2 予防計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
二 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
三 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

3 予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、感染症に関する研究の推進、人材の養成及び知識の普及について定めるよう努めるものとする。

4 都道府県は、基本指針が変更された場合には、予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。都道府県が予防計画の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときも、同様とする。

5 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。（特定感染症予防指針）

第十一条 厚生労働大臣は、感染症のうち、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該感染症に係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた予防の総合的な推進を図るための指針（次項において「特定感染症予防指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 厚生労働大臣は、特定感染症予防指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

第三章 感染症に関する情報の収集及び公表
（医師の届出）

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）にあつては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。）において同じ。）に届け出なければならない。

一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者
二 厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届

出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届

出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届

出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届

出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届

出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届

出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届

出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届

出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届

出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、次の各号に掲げる者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、当該各号に定める者に通報しなければならない。

一 その管轄する区域外に居住する者 当該者の居住地を管轄する都道府県知事（その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長が第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事（次項各号において「管轄都道府県知事」という。）」と、前項第一号及び第二号中「その管轄する」とあるのは「管轄都道府県知事の管轄する」と、同号中「保健所設置市等の長」とあるのは「当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長」と読み替えるものとする。

4 前項又は第二項若しくは第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の場合において、これらの規定による届出、報告又は通報（以下この項において「届出等」という。）をすべき者が、当該届出等に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、自ら及び当該届出等を受けるべき者（第一項の場合にあっては、最寄りの保健所長を含む。）が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他、情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができると同時に措置を講じたときは、当該届出等をしたものとみなす。

6 厚生労働省令で定める慢性的感染症の患者を治療する医師は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、その患者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、第二項中「同項第一号に掲げる者に係るも

のについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内」とあるのは、「厚生労働省令で定める期間内」と読み替えるものとする。

8 第一項から第五項までの規定は、医師が第一項各号に規定する感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合について準用する。

第十三条 獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者（所有者以外の者が管理する場合においては、その者。以下この条において同じ。）の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

2 前項の政令で定める動物の所有者は、獣医師の診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めるときは、同項の規定による届出を行わなければならない。ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

3 前二項の規定による届出を受けた都道府県知事は、直ちに、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、次の各号に掲げる動物について第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、当該各号に定める者に通報しなければならない。

一 その管轄する区域外において飼育されている動物 当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事（その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その場所を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内において飼育されていた動物 当該動物が飼育されていた場所を管轄する保健所設置市等の長

5 前二項の規定は、保健所設置市等の長が第一項又は第二項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事（次項各号において「管轄都道府県知事」という。）」と、前項第一号及び第二号中「その管轄する」とあるのは「管轄都道府県知事の管轄する」と、同号中「保健所設置市等の長」とあるのは「当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長」と読み替えるものとする。

6 前条第五項の規定は、第一項並びに第三項及び第四項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の場合について準用する。

7 第一項及び第三項から前項までの規定は、獣医師が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると検案した場合について、第二項から前項までの規定は所有者が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた場合について準用する。

5 前二項の規定は、保健所設置市等の長が第一項又は第二項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事（次項各号において「管轄都道府県知事」という。）」と、前項第一号及び第二号中「その管轄する」とあるのは「管轄都道府県知事の管轄する」と、同号中「保健所設置市等の長」とあるのは「当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長」と読み替えるものとする。

6 前条第五項の規定は、第一項並びに第三項及び第四項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の場合について準用する。

7 第一項及び第三項から前項までの規定は、獣医師が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると検案した場合について、第二項から前項までの規定は所有者が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた場合について準用する。

第十四条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所を指定する。

2 前項の規定による指定を受けた病院又は診療所（以下この条において「指定届出機関」という。）の管理者は、当該指定届出機関の医師が同項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病状原保有者を含む。以下この項において同じ。）若しくは前項の二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるもの患者を診断し、又は同項の厚生労働省令で定める五類感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施しなければならない。

5 第十二条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告又は通報（以下この項において

3 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 第十二条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告又は通報（以下この項において

5 第十二条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告又は通報（以下この項において

3 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 第十二条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「報告又は通報」とあるのは「又は報告」と、「者（第一項の場合にあっては、最寄りの保健所長を含む。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

5 指定届出機関は、三十日以上予告期間を設けて、第一項の規定による指定を辞退することができる。

6 都道府県知事は、指定届出機関の管理者が第二項の規定に違反したとき、又は指定届出機関が同項の規定による届出を担当するについて不相当であると認められるに至ったときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第十四条の二 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定する。

2 前項の規定による指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所（以下この条において「指定届出機関」という。）の管理者は、当該指定届出機関（病院又は診療所に限る。）の医師が同項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したとき、又は当該指定届出機関（衛生検査所に限る。）の職員が当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を同項の規定により当該指定届出機関を指定した都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施しなければならない。

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第十二条第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告又は通報（以下この項において

5 第十二条第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告又は通報（以下この項において

5 第十二条第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告又は通報（以下この項において

「届出等」という。）とあるのは「報告」と、「当該届出等」とあるのは「当該報告」と、「(第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

6 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができる。

7 指定提出機関は、三十日以上予告期間を設けて、第一項の規定による指定を辞退することができる。

8 都道府県知事は、指定提出機関の管理者が第二項の規定に違反したとき、又は指定提出機関が同項の規定による提出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による必要な調査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者(親権を行う者又は後見人)をいう。以下同じ。)に対し当該各号に定め

る検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めさせることができる。

一 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

二 三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

三 新感染症の所見がある者又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

四 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

五 三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

六 新感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

七 第一号に定める検体又は当該検体から分離された同様に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

八 第二号に定める検体又は当該検体から分離された同様に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

4 都道府県知事は、感染症の患者を迅速に発見することにより、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、感染症の性質、当該都道府県知事の管轄する区域内における感染症の患者の病状又は数、感染症が発生している施設又は業務の種類並びに当該種類ごとの感染症の発生及びまん延の状況並びに感染症を公衆にまん延させるおそれその他の事情を考慮して、前項の規定による求めを行うものとする。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第三項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員が採取した検体について検査を実施しなければならない。

6 第三項の規定は、第二項の規定による必要な調査について準用する。

7 第一項又は第二項の規定により質問を受け、又は必要な調査を求められた者(次項に規定する特定患者等を除く。)は、当該質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。

8 都道府県知事は、厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者(以下この項において「特定患者等」という。)が第一項又は第二項の規定による当該職員の質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない場合において、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、その特定患者等に対し、当該質問又は必要な調査(第三項(第六項において準用される場合、第七条第一項の規定に基づく政令)によって準用される場合(同条第二項の政令)により、同条第一項の期間が延長される場合を含む。)及び第五十三条第一項の規定に基づく政令)によって適用される場合(同条第二項の政令)により、同条第一項の期間が延長される場合(含む。)を含む。)の規定による求めを除く。)に応ずべきことを命ずることができる。

9 前項の命令は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

10 都道府県知事は、厚生労働大臣は、第八項の命令をする場合には、同時に、当該命令を受ける者に対し、当該命令をする理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しない場合、この限りでない。

11 都道府県知事又は厚生労働大臣は、前項ただし書の期間内において、第八項の命令の後相対の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

12 第一項及び第二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

13 都道府県知事及び保健所設置市等の長(次項において「都道府県知事等」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣(保健所設置市等の長にあつては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事)に報告しなければならない。

14 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を当該他の都道府県知事等に通報しなければならない。

15 第十二条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告」とあるのは「報告」と、「届出等」とあるのは「報告等」と、「者(第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

16 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員が採取した検体の一部を提出を求めることができる。

17 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行う機関(以下「感染症試験研究等機関」という。)の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

18 第十二項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。
19 第十二項の証明書に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(検査所長との連携)

第十五条の二 都道府県知事は、検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)第十八条第三項(同法第三十四条第一項の規定に基づく政令)によって準用される場合を含む。の規定により検査所長から健康状態に異状を生じた者に対し指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項の通知(同法第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。)を受けたときは、当該都道府県の職員に、当該健康状態に異状を生じた者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。
2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 前条第十二項の規定は、都道府県知事が当該職員に第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。
第十五条の三 都道府県知事は、検疫法第十八条第五項(同法第三十四条第一項の規定に基づく政令)によって準用される場合を含む。の規定により検査所長から同法第十八条第四項に規定する者について同項の規定により報告された事項の通知(同法第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。)を受けたときは、当該都道府県知事は、同法第十八条第一項の規定により検査所長が定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該都道府県の職員に質問させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちにその旨を厚生労働大臣に報告するとともに、当該職員に当該者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。
3 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 第十五条第十二項の規定は、都道府県知事が当該職員に第一項及び第二項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

(情報の公表)
第十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に關する情報について分析を行い、感染症の発生状況、動向及び原因に關する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。
2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報報の保護に留意しなければならない。
(協力の要請等)

第十六条の二 厚生労働大臣及び都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況並びに病原体等の検査の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師、医療機関その他の医療関係者又は病原体等の検査その他の感染症に關する検査を行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関に対し、当該措置の実施に對する必要な協力を求めることができる。
2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による協力の求めを行った場合において、当該協力を求められた者が、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは、同項に定める措置の実施に協力するよう勧告することができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
第四章 就業制限その他の措置
(検体の採取等)
第十六条の三 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第一号に掲げる者に対し同号に定める検体の採取を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に依るべきことを勧告し、又はその保護者に對し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に對し当該検体による当該検体の採取に依るべきことを勧告することができる。ただし、都道府県知事がその行うとする勧告に係る当該検体(その行おうとする

る勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。)を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができる。認められる場合においては、この限りでない。
2 厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三項第一号に掲げる者に対し同号に定める検体の採取を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に依るべきことを勧告し、又はその保護者に對し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に對し当該検体による当該検体の採取に依るべきことを勧告することができる。ただし、厚生労働大臣がその行おうとする勧告に係る当該検体(その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。)を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができる。認められる場合においては、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。
4 厚生労働大臣は、第二項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。
5 都道府県知事は、第一項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第三項の規定による検体の採取の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施する者に対し、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないに検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は検体の採取の措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

6 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該検体の提出若しくは採取の勧告又は検体の採取の措置の後相当の期間内に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施された者に対し、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
7 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならない。
8 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。
9 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。
10 都道府県知事は、第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は第七項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に對し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。
11 第五項及び第六項の規定は、厚生労働大臣が第二項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第四項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。
(健康診断)

第十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に對し当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に對し当該感染症に關する医師の健康診断を受け、又はその保護者に對し当該健康診断にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。
2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る感染症にかかっていると疑うに足りる正

12 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る感染症にかかっていると疑うに足りる正

13 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る感染症にかかっていると疑うに足りる正

当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

(就業制限)

第十八条 都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者に係る第十二条第一項の規定による届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知することができる。

2 前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該患者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれがあるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間に従事してはならない。

3 前項の規定の適用を受けている者又はその保護者は、都道府県知事に対し、同項の対象者ではなくなくなったことの確認を求めることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による確認の求めがあつたときは、当該請求に係る第二項の規定の適用を受けている者について、同項の規定の適用に係る感染症の患者若しくは無症状病原体保有者でないかどうか、又は同項に規定する期間を経過しているかどうかの確認をしなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該患者又は無症状病原体保有者の居住地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

6 前項ただし書に規定する場合において、都道府県知事は、速やかに、その通知をした内容について当該協議会に報告しなければならない。(入院)

第十九条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院させるべし、当該患者に対し当該患者を入院させるべし

きことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をする場合には、当該勧告に係る患者又はその保護者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関(同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの)に入院させることができる。

4 第一項及び前項の規定に係る入院の期間は、七十二時間を超えてはならない。

5 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、第一項又は第三項の規定により入院している患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

6 第一項又は第三項の規定に係る入院の期間と前項の規定に係る入院の期間とを合算した期間は、七十二時間を超えてはならない。

7 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は第三項の規定による入院の措置をしたときは、遅滞なく、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会に報告しなければならない。

第二十条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であつて前条の規定により入院しているものに対し十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、十日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種

感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関(同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの)に入院させることができる。

3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院している患者を、前二項の規定により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

4 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしようとする場合には、当該患者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、都道府県知事が指定する職員に対して意見を述べた機会を与えなければならない。この場合においては、当該患者又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。

7 前項の規定による通知を受けた当該患者又はその保護者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

8 第六項の規定による意見を取扱した者は、聴取書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(移送) 第二十一条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前二条の規定により入院する患者を、当該入院に係る病院又は診療所に移送しなければならない。

(退院) 第二十二条 都道府県知事は、第十九条又は第二十条の規定により入院している患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、当該入院している患者を退院させなければならない。

2 病院又は診療所の管理者は、第十九条又は第二十条の規定により入院している患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

3 第十九条若しくは第二十条の規定により入院している患者又はその保護者は、都道府県知事に対し、当該患者の退院を求めることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による退院の求めがあつたときは、当該患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有しているかどうかの確認をしなければならない。(最小限度の措置)

第二十三条 第二十一条の三から第二十一条までの規定により実施される措置は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。(都道府県知事による調整)

第二十四条の三 都道府県知事は、一類感染症のまん延により当該都道府県知事の管轄する区域の全部又は一部において感染症指定医療機関が不足するおそれがある場合その他当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に対し、第十九条又は第二十条の規定による入院の勧告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整を行うものとする。(書面による通知)

第二十三条 第十六条の三第五項及び第六項の規定は、都道府県知事が第十七条第一項の規定による健康診断の勧告、同条第二項の規定による健康診断の措置、第十九条第一項及び第二十条

第一項の規定による入院の勧告、第十九条第三項及び第五項並びに第二十条第二項及び第三項の規定による入院の措置並びに同条第四項の規定による入院の期間の延長をする場合について準用する。

第二十四条 (感染症の診査に関する協議会)

各保健所に感染症の診査に関する協議会(以下この条において「協議会」という)を置く。

2 前項の規定にかかわらず、二以上の保健所を設置する都道府県において、特に必要があると認めるときは、二以上の保健所について一の協議会を置くことができる。

3 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県知事の諮問に応じ、第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六條において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六條において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七條の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に關し必要な事項を審議すること。
- 二 第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六條において準用する場合を含む。)の規定による報告に關し、意見を述べること。

4 協議会は、委員三人以上で組織する。

5 委員は、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に關し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く。)、法律に關し学識経験を有する者並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

6 この法律に規定するもののほか、協議会に關し必要な事項は、条例で定める。

(都道府県知事に対する苦情の申出)

第二十四条の二 第十九条若しくは第二十条の規定により入院している患者又はその保護者は、当該患者が受けた処遇について、文書又は口頭により、都道府県知事に対し、苦情の申出をすることができ、

2 前項に規定する患者又はその保護者が口頭で同項の苦情の申出をしようとするときは、都道府県知事は、その指定する職員にその内容を聴取させることができる。

3 都道府県知事は、苦情の申出を受けたとき、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならない。

(審査請求の特例)

第二十五条 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えるもの又はその保護者は、同条第二項又は第三項に規定する入院の措置について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求(再審査請求及び再々審査請求を含む)以下この条において同じ。)をすることができ、

2 厚生労働大臣は、前項の審査請求があつたときは、当該審査請求があつた日から起算して五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならぬ。

3 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る入院している患者が同条第二項又は第三項の規定により入院した日から起算して三十五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

4 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、都道府県知事に審査請求をし、かつ、当該入院している患者の入院の期間が三十日を超えたときは、都道府県知事は、直ちに、事件を厚生労働大臣に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

5 前項の規定により事件が移送されたときは、はじめから、厚生労働大臣に審査請求があつたものとみなして、第三項の規定を適用する。

6 厚生労働大臣は、第二項の裁決又は第三項の裁決(入院の期間が三十日を超える患者に係るものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

7 第十九条第三項又は第五項の規定による入院の措置に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二章第四節の規定は、適用しない。

(準用)

第二十六条 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、二類感染症の患者について準用する。この場合において、第十

九条第一項及び第三項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一類感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一類感染症指定医療機関若しくは第二類感染症指定医療機関」と、第十九条第三項及び第二十条第二項中「特定感染症指定医療機関又は第一類感染症指定医療機関、第一類感染症指定医療機関又は第二類感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一類感染症指定医療機関、第一類感染症指定医療機関又は第二類感染症指定医療機関」と、第二十一条「移送し、かつ、これを行なう」とあるのは「移送すること」ができる」と、第二十条第一項及び第二項中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「二類感染症の病原体を保有していないこと」と、同条第四項中「一類感染症の病原体を保有しているかどうか」とあるのは「二類感染症の病原体を保有しているかどうか」と、同条第七号又は第十号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができる。

2 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。この場合において、第十九条第一項中「患者」とあるのは「患者(新型インフルエンザ等感染症(病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。))の患者にあつては、当該感染症の病状又は当該感染症にかつた場合の病状の程度が重篤化するおそれをおそれて厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であつて第四十四条の三第二項の規定による協力の求めに応じないものに限る。」と、同項及び同条第三項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一類感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一類感染症指定医療機関、第一類感染症指定医療機関又は第二類感染症指定医療機関」と、第十九条第三項及び第二十条第二項中「特定感染症指定医療機関又は第一類感染症指定医療機関、第一類感染症指定医療機関又は第二類感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一類感染症指定医療機関、第一類感染症指定医療機関又は第二類感染症指定医療機関」と、第二十一条「移送し、かつ、これを行なう」とあるのは「移送すること」ができる」と、第二十条第一項及び第二項中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「二類感染症の病原体を保有していないこと」と、同条第四項中「一類感染症の病原体を保有しているかどうか」とあるのは「二類感染症の病原体を保有しているかどうか」と、同条第七号又は第十号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができる。

第五章 消毒その他の措置 (検体の収去等)

第二十六条の三 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により第三項の規定により当該職員に収去させた検体若しくは感染症の病原体について検査を実施しなければならない。

6 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省

(結核患者に係る入院に関する特例)

第二十六条の二 結核患者に対する前条第一項において読み替えて準用する第十九条及び第二十

令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなればならない。

7 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は第三項の規定により当該職員に取去させた検体若しくは感染症の病原体の一部の提出を求めることができる。

8 都道府県知事は、第一項の規定により検体若しくは感染症の病原体の提出の命令をし、第三項の規定により当該職員に検体若しくは感染症の病原体の取去の措置を実施させ、又は第五項の規定により検体若しくは感染症の病原体の検査を実施するため特に必要があるとき、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

第二十六条の四 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第四号に掲げる者に対し、同号に定める検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に当たすべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三項第四号に掲げる者に対し、同号に定める検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に当たすべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第四号に規定する動物又はその死体から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第四号に規定する動物又はその死体から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定

により当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならない。

6 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなればならない。

7 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。

8 都道府県知事は、第一項の規定により検体の提出若しくは採取の命令をし、第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は第五項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があるとき、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

第二十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によつては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

第二十八条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所、又は当該都道府県の職員に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

(ねずみ族、昆虫等の駆除)

防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によつては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は当該都道府県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させることができる。

第二十九条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によつては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

第三十条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

(死体の移動制限等)

第三十一条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、同項に規定する期間中、都道府県知事の指示に従い、当該生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給しなければならない。

2 市町村は、都道府県知事が前項の規定により生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、同項に規定する期間中、都道府県知事の指示に従い、当該生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給しなければならない。

第三十二条 都道府県知事は、一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、消毒により難しいときは、厚生労働省令で定めるところにより、期間を定めて、当該建物への立入りを制限し、又は禁止することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する措置によつても一類感染症のまん延を防止できない場合であつて、緊急の必要があると認められるときに限り、政令で定める基準に従い、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある

感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物の移動を制限し、又は禁止することができる。

2 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。

3 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、二十四時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

(生活の用に供される水の使用制限等)

防止のために必要な措置を講ずることができ
る。

(交通の制限又は遮断)

第三十三条 都道府県知事は、一類感染症のまん
延を防止するため緊急の必要があると認める場
合であつて、消毒により難いときは、政令で定
める基準に従い、七十二時間以内の期間を定め
て、当該感染症の患者がいる場所その他当該感
染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑い
がある場所の交通を制限し、又は遮断すること
ができる。

(必要な最小限度の措置)

第三十四条 第二十六条の三から前条までの規定
により実施される措置は、感染症の発生を予防
し、又はそのまん延を防止するため必要な最小
限度のものでなければならぬ。

(質問及び調査)

第三十五条 都道府県知事は、第二十六条の三か
ら第三十三条までに規定する措置を実施するた
め必要があると認めるときは、当該職員に一類
感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症
若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者が
いる場所若しくはい場所、当該感染症により
死亡した者の死体がある場所若しくはあつた場
所、当該感染症を人に感染させるおそれがある
動物がいる場所若しくはい場所、当該感染症
により死亡した動物の死体がある場所若しくは
あつた場所その他当該感染症の病原体に汚染さ
れた場所若しくは汚染された疑いがある場所に
立ち入り、一類感染症、二類感染症、三類感
染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ
等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病
原体保有者若しくは当該感染症を人に感染させ
るおそれがある動物若しくはその死体の所有者
若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は
必要な調査をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯
し、かつ、関係者の請求があるときは、これを
提示しなければならない。
3 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められ
たものと解釈してはならない。
4 前三項の規定は、厚生労働大臣が第二十六条
の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四
第二項若しくは第四項に規定する措置を実施
し、又は当該職員に実施させるため必要がある
と認めるときは、第一項中「三類感染症、四類感
染症若

しくは」とあるのは、「若しくは」と読み替え
るものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、市町村長が
第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十
九条第二項又は第三十一条第二項に規定する措
置を実施するため必要があると認める場合につ
いて準用する。
6 第二項の証明書に關し必要な事項は、厚生勞
働省令で定める。

(書面による通知)

第三十六条 都道府県知事は、第二十六条の三第
一項若しくは第三項、第二十六条の四第一項若
しくは第三項、第二十七条第一項若しくは第二
項、第二十八条第一項若しくは第二項、第二十
九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項又
は第三十一条第一項に規定する措置を実施し、
又は当該職員に実施させる場合には、その名あ
て人又はその保護者に対し、当該措置を実施す
る旨及びその理由その他厚生労働省令で定める
事項を書面により通知しなければならない。た
だし、当該事項を書面により通知しないで措置
を実施すべき差し迫つた必要がある場合は、こ
の限りでない。

2 都道府県知事は、前項ただし書の場合におい
ては、当該措置を実施した後相当の期間内に、
当該措置を実施した旨及びその理由その他同項
の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を
当該措置の名あて人又はその保護者に交付しな
ければならない。
3 前二項の規定は、厚生労働大臣が第二十六条
の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四
第二項若しくは第四項に規定する措置を実施
し、又は当該職員に実施させる場合について準
用する。

4 都道府県知事は、第三十二条又は第三十三条
に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施
させる場合には、適当な場所に当該措置を実施
する旨及びその理由その他厚生労働省令で定め
る事項を掲示しなければならない。
5 第一項及び第二項の規定は、市町村長が当該
職員に第二十七条第二項、第二十八条第二項又
は第二十九条第二項に規定する措置を実施させ
る場合について準用する。

第六章 医療

(入院患者の医療)

第三十七条 都道府県は、都道府県知事が第十九
条若しくは第二十条（これらの規定を第二十六

条において準用する場合を含む。）又は第四十
六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を
実施した場合において、当該入院に係る患者
（新感染症の所見がある者を含む。以下この条
において同じ。）又はその保護者から申請があ
つたときは、当該患者が感染症指定医療機関に
おいて受ける次に掲げる医療に要する費用を負
担する。
一 診察
二 薬剤又は治療材料の支給
三 薬学的処置、手術及びその他の治療
四 病院への入院及びその療養に伴う世話その
他の看護

2 都道府県は、前項に規定する患者若しくはそ
の配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九
号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者
が前項の費用の全部又は一部を負担すること
ができること認められるときは、同項の規定にか
かわらず、その限度において、同項の規定による
負担をすることを要しない。
3 都道府県は、前項に定めるもののほか、都道
府県知事が第二十六条第二項において読み替え
て準用する第十九条若しくは第二十条又は第四
十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置
を実施した場合において、当該入院に係る患者
が第四十四条の三第二項又は第五十条の二第
二項の規定による協力の求めに応じない者である
ときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規
定による負担の全部又は一部を要しない。た
だし、当該患者若しくはその配偶者又は
民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務
者が第一項の費用の全部又は一部を負担するこ
とができないと認められるときは、この限りで
ない。

4 第一項の申請は、当該患者の居住地を管轄す
る保健所長を経由して都道府県知事に対してし
なければならない。
第三十七条の二 都道府県は、結核の適正な医療
を普及するため、その区域内に居住する結核患
者又はその保護者から申請があつたときは、当
該結核患者が結核指定医療機関において厚生勞
働省令で定める医療を受けるために必要な費用
の百分の九十五に相当する額を負担することが
できる。

2 前項の申請は、当該結核患者の居住地を管轄
する保健所長を経由して都道府県知事に対して
しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の申請に対して決定を
するには、当該保健所について置かれた第二十
四条第一項に規定する協議会の意見を聴かな
ければならない。

4 第一項の申請があつてから六月を経過したと
きは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切
られるものとする。

(感染症指定医療機関)

第三十八条 特定感染症指定医療機関の指定は、
その開設者の同意を得て、当該病院の所在地を
管轄する都道府県知事と協議した上、厚生労働
大臣が行うものとする。

2 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指
定医療機関及び結核指定医療機関の指定は、厚
生労働大臣の定める基準に適合する病院（結核
指定医療機関にあつては、病院若しくは診療所
（第六条第十六項の政令で定めるものを含む。）
又は薬局）について、その開設者の同意を得
て、都道府県知事が行うものとする。
3 感染症指定医療機関は、厚生労働大臣の定め
るところにより、前二条の規定により都道府県
が費用を負担する感染症の患者及び新感染症の
所見がある者の医療を担当しなければならない。

4 特定感染症指定医療機関は、第三十七条第一
項各号に掲げる医療のうち新感染症の所見があ
る者並びに一類感染症、二類感染症及び新型イ
ンフルエンザ等感染症の患者に係る医療につ
いて、厚生労働大臣が行う指導に従わなければ
ならない。

5 第一種感染症指定医療機関は、第三十七条第
一項各号に掲げる医療のうち一類感染症、二類
感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者
に係る医療について、厚生労働省令で定めると
ころにより都道府県知事が行う指導に従わな
ければならない。
6 第二種感染症指定医療機関は、第三十七条第
一項各号に掲げる医療のうち二類感染症及び新
型インフルエンザ等感染症の患者に係る医療に
ついて、厚生労働省令で定めるところにより都
道府県知事が行う指導に従わなければならない。

7 結核指定医療機関は、前条第一項に規定する
医療について、厚生労働省令で定めるところに
より都道府県知事が行う指導に従わなければ
ならない。
8 感染症指定医療機関は、その指定を辞退しよ
うとするときは、辞退の日の一年前（結核指定

医療機関にあっては、三十日前）までに、特定感染症指定医療機関については厚生労働大臣に、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関については都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9 感染症指定医療機関が、第三項から第七項までの規定に違反したとき、その他前二条に規定する医療を行うに不適当であると認められるに至ったときは、特定感染症指定医療機関については厚生労働大臣、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関については都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

第三十九條 第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項の規定により費用の負担を受ける感染症の患者（新感染症の所見がある者を除く。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む）、地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第五十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第二十三号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項の規定による負担をすることを要しない。

2 第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項の規定は、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）の規定により医療を受けることができる結核患者については、適用しない。

3 第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項の規定による費用の負担を受ける結核患者が、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定による療育の給付を受けることができる者であるときは、当該患者については都道府県が費用の負担をする限度において、同法の規定による療育の給付は、行わない。

（診療報酬の請求、審査及び支払）
第四十條 感染症指定医療機関は、診療報酬のうち、第三十七條第一項又は第三十七條の二第一

項の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。
2 都道府県は、前項の費用を当該感染症指定医療機関に支払わなければならない。
3 都道府県知事は、感染症指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、感染症指定医療機関が第一項の規定によって請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

4 感染症指定医療機関は、都道府県知事が行う前項の規定による決定に従わなければならない。
5 都道府県知事は、第三項の規定により診療報酬の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。
7 第三項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

（診療報酬の基準）
第四十一條 感染症指定医療機関が行う第三十七條第一項各号に掲げる医療又は第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する診療報酬は、健康保険の診療報酬の例によるものとする。
2 前項に規定する診療報酬の例によることのできないとき、及びこれによることを適当としな

（緊急時等の医療に係る特例）
第四十二條 都道府県は、第十九條若しくは第二十條（これらの規定を第二十六條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第四十六條の規定により感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所に入院した患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）が、当該病院若しくは診療所から第三十七條第一項各号に掲げる医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者（第二十六條第一項において読み替えて準用す

る第十九條又は第二十條の規定により入院した患者を除く。以下この項において同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により、結核指定医療機関以外の病院若しくは診療所（第六條第十六項の政令で定めるものを含む。）若しくは薬局から第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合において、その医療に要した費用につき、当該患者又はその保護者の申請により、第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項の規定によって負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。第十九條若しくは第二十條若しくは第四十六條の規定により感染症指定医療機関に入院した患者が感染症指定医療機関から第三十七條第一項各号に掲げる医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者が結核指定医療機関から第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項の申請をしないで行われたものであるときも、同様とする。

2 第三十七條第四項の規定は、前項の申請について準用する。
3 第一項の療養費は、当該患者が当該医療を受けた当時それが必要であったと認められる場合に限り、支給するものとする。

（報告の請求及び検査）
第四十三條 都道府県知事（特定感染症指定医療機関にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事とする。次項において同じ。）は、第三十七條第一項及び第三十七條の二第一項に規定する費用の負担を適正なものとするため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に感染症指定医療機関についてその管理者の同意を得て実地に診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2 感染症指定医療機関が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めるよう指示し、又は差し止めることができる。
（厚生労働省令への委任）
第四十四條 この法律に規定するもののほか、第三十七條第一項及び第三十七條の二第一項の申請の手續、第四十條の診療報酬の請求並びに支払及びその事務の委託の手續その他この章で規定する費用の負担に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第七章 新型インフルエンザ等感染症
（新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表）
第四十四條の二 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めるときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症について、第十六條の規定による情報の公表を行うほか、病原体の検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、この法律の規定により実施する措置その他の当該感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により逐次公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
3 厚生労働大臣は、第一項の規定により情報を公表した感染症について、国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなつたときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

（感染を防止するための報告又は協力）
第四十四條の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該者の居室若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。第七項において同じ。）のまん

延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設（当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。同項において同じ。）若しくは当該者の居室若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3 前二項の規定により報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、前二項の規定により協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給（次項において「食事の提供等」という。）に努めなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収することができる。

6 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、市町村の長と連携するよう努めなければならない。

7 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、当該都道府県知事が管轄する区域内における新型コロナウイルス等感染症の患者の病状、数その他当該感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な宿泊施設の確保に努めなければならない。

第四十四条の四 国は、新型コロナウイルス等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、特に必要があると認められる場合は、二年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、当該感染症を一類感染症とみなして、第二十八条及び第三十一条から第三十六条まで、第十三章及び第十四章の規定（第三十二条又は第三十一条から第三十三条までの規定により実施される措置に係る部分に限る。）の全部又は一部を適用することができる。

2 前項の政令で定められた期間は、当該感染症について同項の政令により適用することとされ

た規定を当該期間の経過後なお適用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。当該延長に係る政令で定める期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第一項の政令の制定又は改廃につき緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合において、厚生労働大臣は、速やかに、その立案した政令の内容について厚生科学審議会に報告しなければならない。

第四十四条の五 都道府県知事は、新型コロナウイルス等感染症に関し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定による事務を行った場合は、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定は、市町村長が、新型コロナウイルス等感染症に関し、第三十五条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

第八章 新感染症

第四十四条の六 厚生労働大臣は、新感染症が発生したと認めるときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該新感染症について、第十六条の規定による情報の公表を行うほか、病原体の検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、この法律の規定により実施する措置その他の当該新感染症の発生を予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により逐次公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報報の保護に留意しなければならない。

第四十四条の七 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき

は、第十五条第三項第三号に掲げる者に対し同号に定める検体の採取に応じ、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じ、若しくは当該職員による当該検体の採取に依るべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、都道府県知事がその行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された新感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができることと認められる場合においては、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、新感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三項第三号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に依るべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、厚生労働大臣がその行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された新感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができることと認められる場合においては、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第三号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第三号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならない。

6 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

7 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。

8 都道府県知事は、第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は第五項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

9 第十六条の三第五項及び第六項の規定は、都道府県知事が第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

10 第十六条の三第五項及び第六項の規定は、厚生労働大臣が第二項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第四項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

第四十五条 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

3 第十六条の三第五項及び第六項の規定は、都道府県知事が第一項に規定する健康診断の勧告又は前項に規定する健康診断の措置を実施する場合について準用する。

第四十六条 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新

感染症の所見がある者の入院

感染症の所見がある者（新感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）の所見がある者にあつては、当該新感染症の病状又は当該新感染症にかつた場合の病状の程度が重篤化するおそれを勘案して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であつて第五十条の二第二項の規定による協力の求めに応じないものに限る。）に対し十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該新感染症の所見がある者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関以外の病院であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該新感染症の所見がある者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る新感染症の所見がある者を特定感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関以外の病院であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。

3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院している新感染症の所見がある者を、前二項の規定により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該新感染症の所見がある者が入院している病院以外の病院であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

4 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る新感染症の所見がある者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしようとする場合には、当該新感染症の所見がある者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、都道府県知事が指定する職員に対して意見を述べた機会を与えなければならない。この場合においては、当該新感染症の所見がある者又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べべき日

時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなればならない。

6 前項の規定による通知を受けた当該新感染症の所見がある者又はその保護者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 第五項の規定による意見を聴取した者は、聴取書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（新感染症の所見がある者の移送）
第四十七条 都道府県知事は、前条の規定により入院する新感染症の所見がある者を当該入院に係る病院に移送しなければならない。

（新感染症の所見がある者の退院）
第四十八条 都道府県知事は、第四十六条の規定により入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させざるおそれがないことが確認されたときは、当該入院している者を退院させなければならない。

2 病院の管理者は、都道府県知事に対し、第四十六条の規定により入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させざるおそれがない旨の意見を述べることができる。

3 その保護者は、都道府県知事に対し、当該入院している者の退院を求めようとするときは、都道府県知事の求めがあつたときは、当該入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させざるおそれがないかどうかの確認をしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による退院の求めがあつたときは、当該入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させざるおそれがないかどうかの確認をしなければならない。

（最小限度の措置）
第四十八条の二 第四十四条の七から第四十七条までの規定により実施される措置は、新感染症を公衆にまん延させざるおそれ、新感染症にかつた場合の病状の程度その他の事情に照らして、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

（都道府県知事による調整）
第四十八条の三 都道府県知事は、新感染症のまん延により当該都道府県知事の管轄する区域の全部又は一部において感染症指定医療機関が不足するおそれがある場合その他当該新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に対し、第四十六条の規定による入院の勧

告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整を行うものとする。

（新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知）
第四十九条 第十六条の三第五項及び第六項の規定は、都道府県知事が第四十六条第一項に規定する入院の勧告、同条第二項及び第三項に規定する入院の措置並びに同条第四項に規定する入院の期間の延長をする場合について準用する。

（都道府県知事に対する苦情の申出）
第四十九条の二 第二十四条の二の規定は、第四十六条の規定により入院している新感染症の所見がある者について準用する。

（新感染症に係る消毒その他の措置）
第五十条 都道府県知事は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十六条の三第一項及び第三項、第二十六条の四第一項及び第三項、第二十七條から第三十三条まで並びに第三十五条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。

2 第二十六条の三第五項から第八項までの規定は、前項の規定により都道府県知事が同条第一項又は第三項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

3 第二十六条の四第五項から第八項までの規定は、第一項の規定により都道府県知事が同条第一項又は第三項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

4 第三十五条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が当該職員に同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

5 第三十六条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第二十六条の三第一項若しくは第三項、第二十六条の四第一項若しくは第三項、第二十七条第一項若しくは第二項、第二十八条第一項若しくは第二項、第二十九條第一項若しくは第二項、第三十条第一項又は第三十一条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

6 第三十六条第四項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条又は第三十三条に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

7 厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十六条の三第二項及び第四項、第二十六条の四第二項及び第四項並びに第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。

8 第三十五条第四項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

9 第三十六条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、第七項の規定により厚生労働大臣が第二十六条の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

10 市町村長は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第三十五条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させることができる。

11 第三十五条第五項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

12 第三十六条第五項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により実施される第二十七条第二項、第二十八条第二項又は第二十九条第二項の規定による都道府県知事の指示に従い、市町村長が当該職員に第二十七條第二項、第二十八条第二項又は第二十九条第二項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

13 第一項、第七項又は第十項の規定により実施される措置は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

（感染を防止するための報告又は協力）
第五十条の二 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由

のある者に対し、当該新感染症の潜伏期間と想定される期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該者の居室若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

2 都道府県知事は、新感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新感染症の所見のある者に対し、当該新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設（当該新感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。）若しくは当該者の居室若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3 前二項の規定により報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、前二項の規定により協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

4 第四十四条の三第四項から第六項までの規定は都道府県知事が第一項又は第二項の規定により協力を求める場合について、同条第七項の規定は都道府県知事が第二項の規定により協力を求める場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項中「新型インフルエンザ等感染症の患者」とあるのは、「第五十条の二第二項に規定する新感染症の所見がある者」と、「当該感染症」とあるのは、「当該新感染症」と、「宿泊施設」とあるのは「同項に規定する宿泊施設」と読み替えるものとする。

第五十一条 都道府県知事は、第四十四条の七第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第三項若しくは第四項、第四十七条若しくは第四十八条第一項若しくは第四項に規定する措置又は第五十条第一項の規定により第二十六条の三第一項、第二十六条の四第一項、第二十七条から第三十三条まで若しくは第三十五条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させようとする場合には、あらかじめ、当該措

置の内容及び当該措置を実施する時期その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に通報し、厚生労働大臣と密接な連携を図った上で当該措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による通報を受けたときは、第四十四条の七から第四十八条まで及び第五十条第一項に規定する措置を適正なものとするため、当該都道府県知事に対して技術的な指導及び助言をしなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により都道府県知事に対して技術的な指導及び助言をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

4 前三項の規定は、市町村長が第五十条第十項の規定により第三十五条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させる場合について準用する。

第五十一条の二 厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県知事がこの章の規定に違反し、若しくはこの章の規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠つていた場合において、新感染症の発生を予防し、若しくはその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、第四十四条の七第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第三項若しくは第四項、第四十七条、第四十八条第一項若しくは第四項、第五十条第一項又は第五十条の二第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により都道府県知事に対して指示をしようとするときは、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する場合において、厚生労働大臣は、速やかに、その指示した措置について厚生科学審議会に報告しなければならない。

（新感染症に係る経過の報告）
第五十二条 都道府県知事は、第四十四条の七第一項若しくは第三項若しくは第四十五条から第四十八条までに規定する措置若しくは第五十条

第一項の規定により第二十六条の三第一項若しくは第三項、第二十六条の四第一項若しくは第三項、第二十七条から第三十三条まで若しくは第三十五条第一項に規定する措置を実施し、若しくは当該職員に実施させた場合又は第五十条の二第一項若しくは第二項の規定による事務を行った場合は、その内容及びその後の経過を逐次厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定は、市町村長が、第五十条第十項に規定する措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

（新感染症の政令による指定）
第五十三条 国は、新感染症に係る情報の収集及び分析により、当該新感染症の固有の病状及びまん延の防止のために講ずべき措置を示すことができるようになったときは、速やかに、政令で定めるところにより、新感染症及び新感染症の所見がある者を一年以内の政令で定める期間に限り、それぞれ、一類感染症及び一類感染症の患者とみなして第三章から第六章まで、第十章、第十三章及び第十四章の規定の全部又は一部を適用する措置を講じなければならない。

2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で定められた新感染症について同項の政令により適用することとされた規定を当該期間の経過後なお適用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。当該延長に係る政令で定める期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

第九章 結核

（定期の健康診断）
第五十三条の二 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者（以下この章及び第十三章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第十三章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達し

ない者を除く。）であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

2 保健所長は、事業者（国、都道府県及び保健所設置市等を除く。）又は学校若しくは施設（国、都道府県又は保健所設置市等の設置する学校又は施設を除く。）の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に関して指示することができる。

3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、保健所長（保健所設置市等にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

4 第一項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）その他の法律又はこれらに基づく命令若しくは規則の規定によつて健康診断が行われた場合において、その健康診断が第五十三条の九の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行ったものとみなす。

5 第一項及び第三項の規定による健康診断の回数、政令で定める。

（受診義務）

第五十三条の三 前条第一項又は第三項の健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、事業者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行う健康診断を受けなければならない。

2 前項の規定により健康診断を受けるべき者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者において、その者に健康診断を受けさせるために必要な措置を講じなければならない。

（他で受けた健康診断）
第五十三条の四 定期の健康診断を受けるべき者が健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第五十三条の九の技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施

者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

（定期の健康診断を受けなかった者）

第五十三條の五 疾病その他やむを得ない事故のため定期の健康診断を受けることができなかった者は、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、健康診断を受け、かつ、その健康診断の内容を記載した医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出しなければならない。

（定期の健康診断に関する記録）

第五十三條の六 定期の健康診断の実施者（以下この章において「健康診断実施者」という。）は、定期の健康診断を行い、又は前二条の規定による診断書その他の文書の提出を受けたときは、遅滞なく、健康診断に関する記録を作成し、かつ、これを保存しなければならない。

2 健康診断実施者は、定期の健康診断を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（通報又は報告）

第五十三條の七 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第五十三條の四又は第五十三條の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

2 前項の規定は、他の法律又はこれに基づく命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第五十三條の二第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行った場合について準用する。

（他の行政機関との協議）

第五十三條の八 保健所長は、第五十三條の二第二項の規定により、事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるものに関し、当該事業者に対して指示をするに当たっては、あらかじめ、当該事業の所在地を管轄する労働基準監督署長と協議しなければならない。

2 保健所長は、教育委員会の所管に属する学校については、第五十三條の二第二項の指示に代

えて、その指示すべき事項を当該教育委員会に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の通知があったときは、必要な事項を当該学校に指示するものとする。

（厚生労働省令への委任）

第五十三條の九 定期の健康診断の方法及び技術的基準、第五十三條の四又は第五十三條の五に規定する診断書その他の文書の記載事項並びに健康診断に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

（結核患者の届出の通知）

第五十三條の十 都道府県知事は、第十二条第一項の規定による結核患者に係る届出を受けた場合において、当該届出がその者の居住地を管轄する保健所長以外の保健所長を経由して行われたときは、直ちに当該届出の内容をその者の居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

（病院管理者の届出）

第五十三條の十一 病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

2 保健所長は、その管轄する区域内に居住する者以外の者について前項の届出を受けたときは、その届出の内容を、当該患者の居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

（結核登録票）

第五十三條の十二 保健所長は、結核登録票を備え、これに、その管轄する区域内に居住する結核患者及び厚生労働省令で定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない。

2 前項の記録は、第十二条第一項の規定による届出又は第五十三條の十の規定による通知があった者について行うものとする。

3 結核登録票に記載すべき事項、その移管及び保存期間その他登録票に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（精密検査）

第五十三條の十三 保健所長は、結核登録票に登録されている者に対して、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、エックス線検査その他厚生労働省令で定める方法による精密検査を行うものとする。

（家庭訪問指導等）

第五十三條の十四 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療

上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導を行わせるものとする。

2 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、薬局その他厚生労働省令で定めるものに対し、厚生労働大臣が定めるところにより、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼することができる。

（医師の指示）

第五十三條の十五 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者若しくは現にその患者を看護する者に対して、処方した薬剤を確実に服用することその他厚生労働省令で定める患者の治療に必要な事項及び消毒その他厚生労働省令で定める感染症の防止に必要な事項を指示しなければならない。

（輸入禁止）

第五十四條 何人も、感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定める動物（以下「指定動物」という。）であつて次に掲げるものを輸入してはならない。ただし、第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から輸入しなければならない特別の理由がある場合において、厚生労働大臣及び農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

1 感染症の発生の状況その他の事情を考慮して指定動物ごとに厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から発送されたもの

二 前号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域を経由したもの

（輸入検査）

第五十五條 指定動物を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、輸出国における検査の結果、指定動物ごとに政令で定める感染症にかかつていない旨又はかかつていない疑いがない旨その他厚生労働省令、農林水産省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

2 指定動物は、農林水産省令で定める港又は飛行場以外の場所で輸入してはならない。

3 輸入者は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定動物の種類及び数量、輸入の時期

及び場所その他農林水産省令で定める事項を動物検査所に届けなければならない。この場合において、動物検査所長は、次項の検査を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る輸入の時期又は場所を変更すべきことを指示することができる。

4 輸入者は、動物検査所又は第二項の規定により定められた港若しくは飛行場内の家畜防疫官が指定した場所において、指定動物について、第一項の政令で定める感染症にかかつていないかどうか、又はその疑いがあるかどうかについて、家畜防疫官による検査を受けなければならない。ただし、特別の理由があるときは、農林水産大臣の指定するその他の場所で検査を行うことができる。

5 家畜防疫官は、前項の検査を実施するため必要があると認めるときは、当該検査を受ける者に対し、必要な指示をすることができる。

6 前各項に規定するもののほか、指定動物の検査に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（検査に基づく措置）

第五十六條 家畜防疫官が、前条第四項の検査において、同条第一項の政令で定める感染症にかかり、又はかかつていない疑いがある指定動物を発見した場合については、第十三條の規定は、適用しない。この場合において、動物検査所長は、直ちに、当該指定動物の輸入者の氏名その他同条第一項の厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、直ちに、当該通知の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 動物検査所長は、第一項に規定する指定動物について、農林水産省令で定めるところにより、家畜防疫官に隔離、消毒、殺処分その他必要な措置をとらせることができる。

（輸入届出）

第五十六條の二 動物（指定動物を除く。）のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの又は動物の死体のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び第七十七條第九号において「届出動物等」という。）を輸入しようとする者は、厚生

労働省令で定めるところにより、当該届出動物等の種類、数量その他厚生労働省令で定める事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、輸出国における検査の結果、届出動物等ごとに厚生労働省令で定める感染症にかかっていない旨又はかかっている疑いがない旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、届出動物等の輸入の届出に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十一章 特定病原体等

第一節 一種病原体等

第五十六条の三 何人も、一種病原体等を所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 特定一種病原体等所持者が、試験研究が必
要な一種病原体等として政令で定めるもの
(以下「特定一種病原体等」という。)を、厚
生労働大臣が指定する施設における試験研究
のために所持する場合
- 二 第五十六条の二十二第一項の規定により一
種病原体等の滅菌若しくは無害化(以下「滅
菌等」という。)をし、又は譲渡しをしなけ
ればならない者(以下「一種滅菌譲渡義務
者」という。)が、厚生労働省令で定めると
ころにより、滅菌等又は譲渡し(以下「滅菌
譲渡」という。)をするまでの間一種病原体
等を所持する場合
- 三 前二号に規定する者から運搬を委託され
た者が、その委託に係る一種病原体等を当該運
搬のために所持する場合
- 四 前三号に規定する者の従業者が、その職務
上一種病原体等を所持する場合

2 前項第一号の特定一種病原体等所持者とは、
国又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平
成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定す
る独立行政法人をいう。)その他の政令で定め
る法人であつて特定一種病原体等の種類ごと
に当該特定一種病原体等を適切に所持できるもの
として厚生労働大臣が指定した者をいう。

第五十六条の四 何人も、一種病原体等を輸入し
てはならない。ただし、特定一種病原体等所持

者(前条第二項に規定する特定一種病原体等所
持者をいう。以下同じ。)が、特定一種病原体
等であつて外国から調達する必要があるものと
して厚生労働大臣が指定するものを輸入する場
合は、この限りでない。

第五十六条の五 何人も、一種病原体等を譲り渡
し、又は譲り受けてはならない。ただし、次に
掲げる場合は、この限りでない。

- 一 特定一種病原体等所持者が、特定一種病原
体等を、厚生労働大臣の承認を得て、他の特
定一種病原体等所持者に譲り渡し、又は他の
特定一種病原体等所持者若しくは一種滅菌譲
渡義務者から譲り受ける場合
- 二 一種滅菌譲渡義務者が、特定一種病原体等
を、厚生労働省令で定めるところにより、特
定一種病原体等所持者に譲り渡す場合

第二節 二種病原体等

第五十六条の六 二種病原体等を所持しようとする
者は、政令で定めるところにより、厚生労働
大臣の許可を受けなければならない。ただし、
次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第五十六条の二十二第一項の規定により二
種病原体等の滅菌譲渡をしなければならない
者(以下「二種滅菌譲渡義務者」という。)
が、厚生労働省令で定めるところにより、滅
菌譲渡をするまでの間二種病原体等を所持し
ようとする場合
- 二 この項本文の許可を受けた者(以下「二種
病原体等許可所持者」という。)又は二種滅
菌譲渡義務者から運搬を委託された者が、そ
の委託に係る二種病原体等を当該運搬のため
に所持しようとする場合
- 三 二種病原体等許可所持者又は前二号に規定
する者の従業者が、その職務上二種病原体等
を所持しようとする場合
- 四 前項本文の許可を受けようとする者は、厚生
労働省令で定めるところにより、次の事項を記
載した申請書を厚生労働大臣に提出しなけれ
ばならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名
- 二 二種病原体等の種類(毒素にあつては、種
類及び数量)
- 三 所持の目的及び方法
- 四 二種病原体等の保管、使用及び滅菌等をす
る施設(以下「二種病原体等取扱施設」とい
う。)の位置、構造及び設備

(欠格条項)

第五十六条の七 次の各号のいずれかに該当する
者には、前条第一項本文の許可を与えない。

- 一 心身の故障により二種病原体等を適正に所
持することができない者として厚生労働省令
で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない
者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなった日か
ら五年を経過しない者
- 四 この法律、狂犬病予防法(昭和二十五年法
律第百四十七号)若しくは検疫法又はこれ
らの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金
の刑に処せられ、その執行を終り、又は執
行を受けることがなくなった日から五年を経
過しない者
- 五 第五十六条の三十五第二項の規定により許
可を取り消され、取消の日から五年を経過
しない者(当該許可を取り消された者が法人
である場合においては、当該取消しの処分
に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)
第十五条の規定による通知があつた日
前六十日以内当該法人の役員(業務を執行する社
員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有
する者であるかを問わず、法人に対し業務を
執行する社員、取締役、執行役又はこれらに
準ずる者と同等以上の支配力を有するものと
認められる者を含む。以下この条において同
じ。)であつた者で当該取消しの日から五年
を経過しないものを含む。)
- 六 第五十六条の三十五第二項の規定による許
可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条
の規定による通知があつた日から当該処分
をする日又は処分をしないことを決定する日ま
での間に第五十六条の二十二第二項の規定に
よる届出をした者(当該届出について相当の
理由がある者を除く。)で、当該届出の日か
ら五年を経過しないもの
- 七 前号に規定する期間内に第五十六条の二十
二第二項の規定による届出があつた場合にお
いて、同号の通知の日前六十日以内に当該届
出に係る法人(当該届出について相当の理由
がある法人を除く。)の役員若しくは政令で
定める使用人であつた者又は当該届出に係る
個人(当該届出について相当の理由がある者

を除く。)の政令で定める使用人であつた者
であつて、当該届出の日から五年を経過しな
いもの

八 営業に關し成年者と同一の能力を有しない
未成年者でその法定代理人(法定代理人が法
人である場合においては、その役員を含む)
が前各号のいずれかに該当するもの

九 法人でその役員又は政令で定める使用人の
うちに第一号から第七号までのいずれかに該
当する者のあるもの

十 個人で政令で定める使用人のうちに第一号
から第七号までのいずれかに該当する者のあ
るもの

(許可の基準)

第五十六条の八 厚生労働大臣は、第五十六条の
六第一項本文の許可の申請が次の各号のいづれ
にも適合していると認めるときでなければ、同
項本文の許可をしてはならない。

- 一 所持の目的が検査、治療、医薬品その他厚
生労働省令で定める製品の製造又は試験研究
であること。
- 二 二種病原体等取扱施設の位置、構造及び設
備が厚生労働省令で定める技術上の基準に適
合することであることその他二種病原体等
による感染症が発生し、又はまん延するおそれ
がないこと。

第五十六条の九 第五十六条の六第一項本文の許
可には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、二種病原体等による感染症の
発生を予防し、又はそのまん延を防止するため
必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受
ける者に不当な義務を課することとならないも
のでなければならない。

第五十六条の十 厚生労働大臣は、第五十六条の
六第一項本文の許可をしたときは、その許可に
係る二種病原体等の種類(毒素にあつては、種
類及び数量)その他厚生労働省令で定める事項
を記載した許可証を交付しなければならない。

2 許可証の再交付及び返納その他許可証に關す
る手続的事項は、厚生労働省令で定める。

(許可事項の変更)

第五十六条の十一 二種病原体等許可所持者は、
第五十六条の六第二項第二号から第四号までに
掲げる事項の変更をしようとするときは、政令
で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を

受けなければならない。ただし、その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 二種病原体等許可所持者は、前項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 二種病原体等許可所持者は、第五十六条の六第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 第五十六条の八及び第五十六条の九の規定は、第一項本文の許可について準用する。

(二種病原体等の輸入の許可)

第五十六条の十二 二種病原体等を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 輸入しようとする二種病原体等の種類(毒素にあっては、種類及び数量)

三 輸入の目的

四 輸出者の氏名又は名称及び住所

五 輸入の期間

六 輸送の方法

七 輸入港名

(許可の基準)

第五十六条の十三 厚生労働大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 申請者が二種病原体等許可所持者であること。

二 輸入の目的が検査、治療、医薬品その他厚生労働省令で定める製品の製造又は試験研究であること。

三 二種病原体等による感染症が発生し、又はまん延するおそれがないこと。

(準用)

第五十六条の十四 第五十六条の九の規定は第五十六条の十二第一項の許可について、第五十六条の九及び第五十六条の十の規定は第五十六条の十二第二項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第五十六条の十一第一項中「第五十六条の六第二項第二号から第四号まで」とあるのは「第五十六条の十二第二項第二号から第七号まで」と、同条第三項中「第五十六条の六第二項第一号」とあるのは「第五十六条の十二第二項第一号」と、同条第四項中「第五十六条の八及び第五十六条の九」とあるのは「第五十六条の九及び第五十六条の十三」と読み替へるものとする。

(二種病原体等の譲渡し及び譲受けの制限)

第五十六条の十五 二種病原体等は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 二種病原体等許可所持者がその許可に係る二種病原体等を、他の二種病原体等許可所持者に譲り渡し、又は他の二種病原体等許可所持者若しくは二種滅菌譲渡義務者から譲り受ける場合

二 二種滅菌譲渡義務者が二種病原体等を、厚生労働省令で定めるところにより、二種病原体等許可所持者に譲り渡す場合

第三節 三種病原体等

(三種病原体等の所持の届出)

第五十六条の十六 三種病原体等を所持する者は、政令で定めるところにより、当該三種病原体等の所持の開始の日から七日以内に、当該三種病原体等の種類その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行つて居る機関が、業務に伴い三種病原体等を所持することとなつた場合において、厚生労働省令で定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの間三種病原体等を所持するとき。

二 三種病原体等を所持する者から運搬を委託された者が、その委託に係る三種病原体等を当該運搬のために所持する場合

三 三種病原体等を所持する者の従業者が、その職務上三種病原体等を所持する場合

2 前項本文の規定による届出をした三種病原体等を所持する者は、その届出に係る事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、変更の日から七日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。その届出に

係る三種病原体等を所持しないこととなつたときも、同様とする。

(三種病原体等の輸入の届出)

第五十六条の十七 三種病原体等を輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該三種病原体等の輸入の日から七日以内に、次の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 輸入した三種病原体等の種類(毒素にあっては、種類及び数量)

三 輸入の目的

四 輸出者の氏名又は名称及び住所

五 輸入の年月日

六 輸送の方法

七 輸入港名

第四節 所持者等の義務

(感染症発防止規程の作成等)

第五十六条の十八 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、当該病原体等による感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病原体等の所持を開始する前に、感染症発防止規程を作成し、厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、感染症発防止規程を変更したときは、変更の日から三十日以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(病原体等取扱主任者の選任等)

第五十六条の十九 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、当該病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止について監督を行わせるため、当該病原体等の取扱いの知識経験に関する要件として厚生労働省令で定めるものを備える者のうちから、病原体等取扱主任者を選任しなければならない。

2 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、病原体等取扱主任者を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、選任した日から三十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(病原体等取扱主任者の責務等)

第五十六条の二十 病原体等取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 特定一種病原体等の保管、使用及び滅菌等をする施設(以下「一種病原体等取扱施設」という。)又は二種病原体等取扱施設に立ち入る者は、病原体等取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは感染症発防止規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

3 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、当該病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関し、病原体等取扱主任者の意見を尊重しなければならない。

(教育訓練)

第五十六条の二十一 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、一種病原体等取扱施設又は二種病原体等取扱施設に立ち入る者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、感染症発防止規程の周知を図るほか、当該病原体等による感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

(滅菌等)

第五十六条の二十二 次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、その所持する一種病原体等又は二種病原体等の滅菌若しくは無害化をし、又は譲渡しをしなければならない。

一 特定一種病原体等所持者又は二種病原体等許可所持者 特定一種病原体等若しくは二種病原体等について所持することを要しなくなった場合又は第五十六条の三第二項の指定若しくは第五十六条の六第一項本文の許可を取り消され、若しくはその指定若しくは許可の効力を停止された場合

二 病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行つて居る機関 業務に伴い一種病原体等又は二種病原体等を所持することとなつた場合

2 前項の規定により一種病原体等又は二種病原体等の滅菌譲渡をしなければならない者が、当該病原体等の滅菌譲渡をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該病原体等の種類、滅菌譲渡の方法その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者が、その所持する病原体等を所持することを要しなくなった場合において、前項の規定による届出をしたときは、第五十六条の三第

二項の指定又は第五十六条の六第一項本文の許可は、その効力を失う。

(記帳義務)

第五十六条の二十三 特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者及び三種病原体等所持者(第五十六条の十六第一項第三号に規定する従業者を除く。以下「二種病原体等所持者」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該病原体等の保管、使用及び滅菌等に関する事項その他当該病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に關し必要な事項を記載しなければならない。2 前項の帳簿は、厚生労働省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(施設の基準)

第五十六条の二十四 特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者、三種病原体等所持者及び四種病原体等所持者(四種病原体等を所持する者の従業者であつて、その職務上当該四種病原体等を所持するものを除く。以下「四種病原体等所持者」という。)は、その特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位置、構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(保管等の基準)

第五十六条の二十五 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者並びにこれらの者から運搬を委託された者、三種病原体等所持者並びに四種病原体等所持者(以下「特定病原体等所持者」という。)は、特定病原体等の保管、使用、運搬(船舶又は航空機による運搬を除く。次条第四項を除き、以下同じ。)又は滅菌等をする場合においては、厚生労働省令で定める技術上の基準に従つて特定病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(適用除外)

第五十六条の二十六 前三条及び第五十六条の三十二の規定は、第五十六条の十六第一項第一号に掲げる場合には、適用しない。2 第五十六条の二十三、第五十六条の二十四及び第五十六条の三十二第一項の規定は、第五十六条の十六第一項第二号に掲げる場合には、適用しない。3 前二条及び第五十六条の三十二の規定は、病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行つて

いる機関が、業務に伴い四種病原体等を所持することとなつた場合において、厚生労働省令で定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの間四種病原体等を所持するときは、適用しない。4 第五十六条の二十四及び第五十六条の三十二第一項の規定は、四種病原体等所持者から運搬を委託された者が、その委託に係る四種病原体等を当該運搬のために所持する場合には、適用しない。

(運搬の届出等)

第五十六条の二十七 特定一種病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者、二種病原体等許可所持者及び二種滅菌譲渡義務者並びにこれらの者から運搬を委託された者並びに三種病原体等所持者は、その一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等を事業所の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書(以下「運搬証明書」という。)の交付を受けなければならない。2 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、その運搬する一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める事項について、必要な指示をすることができ。3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

4 第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、特定一種病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者、二種病原体等許可所持者及び二種滅菌譲渡義務者並びにこれらの者から運搬を委託された者並びに三種病原体等所持者は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しなければならない。5 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これら運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは、国家公安委員会規則で定めると

ころにより、運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又は当該病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため、第一項、第二項及び前項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができ。6 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。7 運搬証明書の書換え、再交付及び不要となつた場合における返納並びに運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第一項の届出、第二項の指示並びに運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納に關し必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、政令で定める。

(事故届)

第五十六条の二十八 特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、その所持する特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(災害時の応急措置)

第五十六条の二十九 特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、その所持する特定病原体等に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合においては、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を發見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。3 特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、第一項の事態が生じた場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。第五節 監督

第五十六条の三十 厚生労働大臣又は都道府県公安委員会は、この章の規定(都道府県公安委員会に於ては、第五十六条の二十七第二項の規定)の施行に必要な限度で、当該職員(都道府県公安委員会に於ては、警察職員)に、特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、特定病原体等若しくは特定病原体等によつて汚染された物を無償で収去させることができる。

(立入検査)

第五十六条の三十一 厚生労働大臣又は都道府県公安委員会は、この章の規定(都道府県公安委員会に於ては、第五十六条の二十七第二項の規定)の施行に必要な限度で、当該職員(都道府県公安委員会に於ては、警察職員)に、特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、特定病原体等若しくは特定病原体等によつて汚染された物を無償で収去させることができる。2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第五十六条の三十二 厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位置、構造又は設備が第五十六条の二十四の技術上の基準に適合していないと認めるときは、特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者、三種病原体等所持者又は四種病原体等所持者に対し、当該施設の修理又は改造その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を命ずることができ。2 厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用、運搬又は滅菌等に関する措置が第五十六条の二十五の技術上の基準に適合していないと認めるときは、特定病原体等所持者に対し、保管、使用、運搬又は滅菌等の方法の変更その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を命ずることができ。

(感染症発防止予規程の変更命令)

第五十六条の三十三 厚生労働大臣は、特定一種病原体等又は二種病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めるときは、特定一種病原体等所

四の三 第二十六条の四第一項若しくは第三項の規定による検体の受理若しくは採取（これが第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）又は第二十六条の四第五項から第八項まで（これらの規定を第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により実施される事務に要する費用

五 第二十七条第二項の規定による消毒（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用

六 第二十八条第二項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用

七 第二十九条第二項の規定による措置（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用

八 第三十二条第二項の規定による建物に係る措置（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用

九 第三十三条の規定による交通の制限又は遮断（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用

十 第三十七条第一項の規定により負担する費用

十一 第三十七条の二第一項の規定により負担する費用

十二 第四十二条第一項の規定による療養費の支給に要する費用

十三 第五十三条の二第一項の規定により、事業者である都道府県又は都道府県の設置する学校若しくは施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

十四 第五十三条の十三の規定により保健所長が行う精密検査に要する費用

（事業者の支弁すべき費用）

第五十八條の二 事業者（国、都道府県及び市町村を除く。）は、第五十三条の二第一項の規定による定期の健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

（学校又は施設の設置者の支弁すべき費用）

第五十八條の三 学校又は施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者は、第五十三条の二第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県の負担）

第五十九條 都道府県は、第五十七条第一号から第四号までの費用に対し、政令で定めるところにより、その三分の二を負担する。

（都道府県の補助）

第六十條 都道府県は、第五十八条の三の費用に対し、政令で定めるところにより、その三分の二を補助するものとする。

2 都道府県は、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関の設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担）

第六十一條 国は、第五十五条の規定による輸入検査に要する費用（輸入検査中の指定動物の飼育管理費を除く。）を負担しなければならない。

2 国は、第五十八条第十号の費用及び同条第十二号の費用（第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療に係るものを除く。）に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

3 国は、第五十八条第一号から第九号まで及び第十四号並びに第五十九条の費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を負担する。

（国の補助）

第六十二條 国は、第五十八条第十一号の費用及び同条第十二号の費用（第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療に係るものに限り。）に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。

2 国は、第六十条第二項の費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

3 国は、特定感染症指定医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、特定感染症指定医療機関の設置及び運営に要する費用の一部を補助することができる。

（費用の徴収）

第六十三條 市町村長は、第二十七条第二項の規定により、当該職員に一类感染症、二类感染症、三类感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理者をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。

市町村長は、第二十八条第二項の規定により、当該職員に一类感染症、二类感染症、三类感染症又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該ねずみ族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。

3 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一类感染症、二类感染症、三类感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

4 前三項の規定は、都道府県知事が、第二十七条第三項に規定する消毒、第二十八条第二項に規定するねずみ族、昆虫等の駆除又は第二十九条第二項に規定する消毒の措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

（厚生労働大臣の指示）

第六十三條の二 厚生労働大臣は、感染症の発生の予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、この法律（第八章を除く。次項において同じ。）又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定によるほか、都道府県知事がこの法律若しくはこれらの規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠っている場合において、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（第六十五条及び第六十五条の二において「第一号法定受託事務」という。）に関し必要な指示をすることができる。

（保健所設置市等）

第六十四條 保健所設置市等にあつては、第四章から前章までの規定（第二十二條の三、第三十八條第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項（同条第二項、第八項及び第九項の規定にあつては、結核指定医療機関に係る部分を除く。）、第四十条第三項から第五項まで、第四十三条（結核指定医療機関に係る部分を除く。）、第四十四条の三第七項（第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十八条の三、第五十三条の二第三項、第五十三條の七第一項、第五十六條の二第七項並びに第六十条を除く。）及び前条中「都道府県知事」とあるのは「保健所設置市等の長」と、「都道府県」とあるのは「保健所設置市等」とする。

2 特別区にあつては、第三十一条第二項及び第五十七条（第四号の規定に係る部分に限る。）中「市町村」とあるのは、「都」とする。

（大都市等の特例）

第六十四條の二 第三章（第十二條第二項及び第三項、第十三條第三項及び第四項、第十四條第一項及び第六項、第十四條の二第一項及び第八項並びに第十五條第十三項を除く。次条第二項において同じ。）及び前条に規定するもののほか、この法律中「都道府県が処理することとされている事務（結核の予防に係るものに限る。）で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中「都道府県」に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（不服申立て）

第六十五條 この法律に規定する事務のうち保健所設置市等の長が行う処分（第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 保健所設置市等の長が、第三章又は第六十四条の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委

その代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。

2 市町村長は、第二十八条第二項の規定により、当該職員に一类感染症、二类感染症、三类感染症又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該ねずみ族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。

3 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一类感染症、二类感染症、三类感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

4 前三項の規定は、都道府県知事が、第二十七条第三項に規定する消毒、第二十八条第二項に規定するねずみ族、昆虫等の駆除又は第二十九条第二項に規定する消毒の措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

（厚生労働大臣の指示）

第六十三條の二 厚生労働大臣は、感染症の発生の予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、この法律（第八章を除く。次項において同じ。）又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定によるほか、都道府県知事がこの法律若しくはこれらの規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠っている場合において、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（第六十五条及び第六十五条の二において「第一号法定受託事務」という。）に関し必要な指示をすることができる。

（保健所設置市等）

第六十四條 保健所設置市等にあつては、第四章から前章までの規定（第二十二條の三、第三十八條第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項（同条第二項、第八項及び第九項の規定にあつては、結核指定医療機関に係る部分を除く。）、第四十条第三項から第五項まで、第四十三条（結核指定医療機関に係る部分を除く。）、第四十四条の三第七項（第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十八条の三、第五十三条の二第三項、第五十三條の七第一項、第五十六條の二第七項並びに第六十条を除く。）及び前条中「都道府県知事」とあるのは「保健所設置市等の長」と、「都道府県」とあるのは「保健所設置市等」とする。

2 特別区にあつては、第三十一条第二項及び第五十七条（第四号の規定に係る部分に限る。）中「市町村」とあるのは、「都」とする。

（大都市等の特例）

第六十四條の二 第三章（第十二條第二項及び第三項、第十三條第三項及び第四項、第十四條第一項及び第六項、第十四條の二第一項及び第八項並びに第十五條第十三項を除く。次条第二項において同じ。）及び前条に規定するもののほか、この法律中「都道府県が処理することとされている事務（結核の予防に係るものに限る。）で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中「都道府県」に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（不服申立て）

第六十五條 この法律に規定する事務のうち保健所設置市等の長が行う処分（第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 保健所設置市等の長が、第三章又は第六十四条の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委

その代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。

2 市町村長は、第二十八条第二項の規定により、当該職員に一类感染症、二类感染症、三类感染症又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該ねずみ族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。

3 市町村長は、第二十九条第二項の規定により、当該職員に一类感染症、二类感染症、三类感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。

4 前三項の規定は、都道府県知事が、第二十七条第三項に規定する消毒、第二十八条第二項に規定するねずみ族、昆虫等の駆除又は第二十九条第二項に規定する消毒の措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

（厚生労働大臣の指示）

第六十三條の二 厚生労働大臣は、感染症の発生の予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、この法律（第八章を除く。次項において同じ。）又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定によるほか、都道府県知事がこの法律若しくはこれらの規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠っている場合において、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（第六十五条及び第六十五条の二において「第一号法定受託事務」という。）に関し必要な指示をすることができる。

（保健所設置市等）

第六十四條 保健所設置市等にあつては、第四章から前章までの規定（第二十二條の三、第三十八條第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項（同条第二項、第八項及び第九項の規定にあつては、結核指定医療機関に係る部分を除く。）、第四十条第三項から第五項まで、第四十三条（結核指定医療機関に係る部分を除く。）、第四十四条の三第七項（第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十八条の三、第五十三条の二第三項、第五十三條の七第一項、第五十六條の二第七項並びに第六十条を除く。）及び前条中「都道府県知事」とあるのは「保健所設置市等の長」と、「都道府県」とあるのは「保健所設置市等」とする。

2 特別区にあつては、第三十一条第二項及び第五十七条（第四号の規定に係る部分に限る。）中「市町村」とあるのは、「都」とする。

（大都市等の特例）

第六十四條の二 第三章（第十二條第二項及び第三項、第十三條第三項及び第四項、第十四條第一項及び第六項、第十四條の二第一項及び第八項並びに第十五條第十三項を除く。次条第二項において同じ。）及び前条に規定するもののほか、この法律中「都道府県が処理することとされている事務（結核の予防に係るものに限る。）で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中「都道府県」に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（不服申立て）

第六十五條 この法律に規定する事務のうち保健所設置市等の長が行う処分（第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 保健所設置市等の長が、第三章又は第六十四条の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委

任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五條の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二條の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができ。

(事務の区分)

第六十五條の二 第三章(第十二條第六項、同條第六十七條)において準用する同條第二項及び第三項、同條第七項において準用する同條第四項において準用する同條第二項及び第三項、第十四條、第十四條の二並びに第十六條を除く。、第四章(第十八條第五項及び第六項、第十九條第二項及び第七項並びに第二十條第六項及び第八項(第二十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第二十四條並びに第二十四條の二(第二十六條及び第四十九條の二において準用する場合を含む。))を除く。、第二十六條の三、第二十六條の四、第三十二條、第三十三條、第三十八條第二項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)、及び第五項、同條第八項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)、第四十四條の三第一項、第二項及び第七項、第四十四條の五、第八章(第四十六條第五項及び第七項、第五十條第十項、同條第十二項において準用する第三十六條第五項において準用する同條第一項及び第二項、第五十條の二第四項において準用する第四十四條の三第四項から第六項まで並びに第五十一條第四項において準用する同條第一項を除く。)、並びに第十章の規定により都道府県又は保健所設置市等が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第六十五條の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第六十六條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十五章 罰則

第六十七條 一種病原体等をみだりに発散させて公共の危険を生じさせた者は、無期若しくは二年以上の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第六十八條 第五十六條の四の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 前条第一項の犯罪の用に供する目的で前項の罪を犯した者は、十五年以下の懲役又は七百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

4 第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第六十九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十六條の三の規定に違反して一種病原体等を所持したとき。

二 第五十六條の五の規定に違反して、一種病原体等を譲り渡し、又は譲り受けたとき。

2 第六十七條第一項の犯罪の用に供する目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第七十條 第五十六條の十二第一項の許可を受けないで二種病原体等を輸入した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第七十一條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一 第五十六條の六第一項本文の許可を受けないうで二種病原体等を所持したとき。

二 第五十六條の十四において読み替えて準用する第五十六條の十一第一項の規定に違反して同項本文の許可を受けないで第五十六條の十二第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更したとき。

三 第五十六條の十九第一項の規定に違反したとき。

四 第五十六條の二十二第一項の規定に違反したとき。

五 第五十六條の二十九第一項の規定に違反し、又は第五十六條の三十七の規定による命令に違反したとき。

六 第五十六條の三十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第五十六條の三十一第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

八 第五十六條の三十八第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第七十三條 医師が、感染症の患者(疑似症患者がある者を含む。次条第一項において同じ。)であるかどうかに関する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第十二條から第十四條までの規定(これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合(同條第二項の政令により、同條第一項の期間が延長される場合を含む。以下同じ。))及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合(同條第二項の政令により、同條第一項の期間が延長される場合を含む。))を含む。)

一 第五十六條の六第一項本文の許可を受けないうで二種病原体等を所持したとき。

二 第五十六條の十五の規定に違反して、二種病原体等を譲り渡し、又は譲り受けたとき。

第七十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五十六條の十一第一項本文の許可を受けないで第五十六條の六第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更したとき。

より実施される場合を含む。）、第二十六条の三
第三項若しくは第四項（これらの規定が第七条
第三項の規定に基づく政令によって準用される
場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令
によって適用される場合を含む。）の規定による
検体若しくは感染症の病原体の除去（第五十
三条第一項又は第七項の規定により実施される場
合を含む。）、第二十六条の四第一項若しくは第
二項（これらの規定が第七條第一項の規定に基
づく政令によって準用される場合及び第五十三
条第一項の規定に基づく政令によって適用され
る場合を含む。）の規定による検体の受理若し
くは採取（これらが第五十条第一項又は第七項
の規定により実施される場合を含む。）、第二十
六条の四第三項若しくは第四項（これらの規定
が第七條第一項の規定に基づく政令によって準
用される場合及び第五十三條第一項の規定に基
づく政令によって適用される場合を含む。）の
規定による検体の採取（第五十条第一項又は第
七項の規定により実施される場合を含む。）、第
二十七條（第七條第一項の規定に基づく政令に
よって準用される場合及び第五十三條第一項の
規定に基づく政令によって適用される場合を含
む。）、第二十八條（第七條第一項の規定に基
づく政令によって準用される場合、第四十四條
の四第一項の規定に基づく政令によって適用さ
れる場合（同条第二項の政令により、同条第一項
の政令の期間が延長される場合を含む。以下こ
の項及び第七十七條において同じ。）及び第五
十三條第一項の規定に基づく政令によって適用
される場合を含む。）、第二十九條若しくは第三
十條の規定（これらの規定が第七條第一項の規
定に基づく政令によって準用される場合及び第
五十三條第一項の規定に基づく政令によって適
用される場合を含む。）若しくは第三十一条か
ら第三十三条まで若しくは第三十五条の規定
（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく
政令によって準用される場合、第四十四條の四
第一項の規定に基づく政令によって適用される
場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令
によって適用される場合を含む。）による措置
（第五十条第一項、第七項又は第十項の規定に
より実施される場合を含む。）、第四十四條の三
第一項若しくは第二項（これらの規定が第七條
第一項の規定に基づく政令によって準用される
場合を含む。）若しくは第五十条の二第一項若
しくは第二項の規定による報告若しくは協力の

求め、第四十四條の三第四項若しくは第五項の
規定（これらの規定が第七條第一項の規定に基
づく政令によって準用される場合を含む。）若
しくは第五十条の二第四項において準用する第
四十四條の三第四項若しくは第五項の規定に基
よる食事の提供等又は第五十三條の十三の規定に
よる精密検査に関する事務に従事した公務員又
は公務員であつた者が、その職務の執行に關し
て知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らし
たときも、前項と同様とする。
3 職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は
公務員であつた者が、正当な理由がなくその秘
密を漏らしたときも、第一項と同様とする。
第七十四條 感染症の患者であるとの人の秘密を
業務上知り得た者が、正当な理由がなくその秘
密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十
万円以下の罰金に処する。
2 第十五條の三第一項の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定
による当該職員への質問に対して答弁をせず、若
しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の懲役
又は五十万円以下の罰金に処する。
第七十五條 次の各号のいずれかに該当する場合
には、当該違反行為をした者は、三百万円以下
の罰金に処する。
一 第五十六條の九第一項（第五十六條の十一
第四項及び第五十六條の十四において準用す
る場合を含む。）の条件に違反したとき。
二 第五十六條の十六第一項本文及び第五十六
條の十七の規定による届出をせず、又は虚偽
の届出をしたとき。
三 第五十六條の二十二第二項の規定による届
出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
四 第五十六條の二十四の規定（特定一種病原
体等所持者又は二種病原体等許可所持者に係
るものに限る。）に違反したとき。
五 第五十六條の二十七第一項の規定による届
出をせず、又は虚偽の届出をして一種病原体
等、二種病原体等又は三種病原体等を運搬し
たとき。
六 第五十六條の二十七第四項の規定に違反し
たとき。
七 第五十六條の三十二の規定による命令に違
反したとき。
八 第五十六條の三十六の規定による命令に違
反したとき。
第七十六條 次の各号のいずれかに該当する場合
には、当該違反行為をした者は、百万円以下の
罰金に処する。

一 第五十六條の十一第二項（第五十六條の十
四において準用する場合を含む。）の規定に
よる届出をせず、又は虚偽の届出をして第五
十六條の十一第一項ただし書に規定する変更
をしたとき。
二 第五十六條の十六第二項、第五十六條の二
十八又は第五十六條の二十九第三項の規定に
よる届出をせず、又は虚偽の届出をしたと
とき。
三 第五十六條の二十一の規定に違反したと
とき。
四 第五十六條の二十三第一項の規定に違反し
て帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは
虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違
反して帳簿を保存しなかつたとき。
五 第五十六條の二十七第五項の規定による警
察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒
み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の
規定による命令に従わなかつたとき。
第七十七條 次の各号のいずれかに該当する場合
には、当該違反行為をした者は、五十万円以下
の罰金に処する。
一 医師が第十二條第一項若しくは第六項又は
同条第八項において準用する同条第一項の規定
（これらの規定が第七條第一項の規定に基
づく政令によって準用される場合を含む。）
による届出（新感染症に係るものを除く。）
をしなかつたとき。
二 獣医師が第十三條第一項又は同条第七項に
おいて準用する同条第一項の規定（これらの
規定が第七條第一項の規定に基づく政令に
よって準用される場合を含む。）による届出
をしなかつたとき。
三 第十五條の二第一項若しくは第十五條の三
第二項の規定による当該職員の質問に對して
答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は
これらの規定による当該職員への調査を拒み、
妨げ若しくは忌避したとき。
四 第十八條第一項（第七條第一項の規定に基
づく政令によって準用される場合及び第五十
三條第一項の規定に基づく政令によって適用
される場合を含む。）の規定による通知を受
けた場合において、第十八條第二項（第七條
第一項の規定に基づく政令によって準用され
る場合及び第五十三條第一項の規定に基づく
政令によって適用される場合を含む。）の規
定に違反したとき。

五 第二十七條第一項（第七條第一項の規定に
基づく政令によって準用される場合及び第五
十三條第一項の規定に基づく政令によって適
用される場合を含む。）、第二十八條第一項
（第七條第一項の規定に基づく政令によって
準用される場合、第四十四條の四第一項の規
定に基づく政令によって適用される場合及び
第五十三條第一項の規定に基づく政令によつ
て適用される場合を含む。）、第二十九條第一
項若しくは第三十条第一項の規定（これらの
規定が第七條第一項の規定に基づく政令に
よつて準用される場合及び第五十三條第一項
の規定に基づく政令によつて適用される場
合を含む。）又は第三十一条第一項、第三十二
條第一項若しくは第三十三条の規定（これら
の規定が第七條第一項の規定に基づく政令に
よつて準用される場合、第四十四條の四第一
項の規定に基づく政令によつて適用される場
合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令
によつて適用される場合を含む。）による都
道府県知事（保健所設置市等の長を含む。）
の命令（第五十条第一項の規定により実施さ
れる場合を含む。）に従わなかつたとき。
六 第三十条第二項（第七條第一項の規定に基
づく政令によつて準用される場合及び第五
十三條第一項の規定に基づく政令によつて適用
される場合を含む。）又は第五十条第一項の
規定により実施される第三十条第二項の規定
に違反したとき。
七 第三十五条第一項（第七條第一項の規定に
基づく政令によつて準用される場合、第四十
四條の四第一項の規定に基づく政令によつて
適用される場合及び第五十三條第一項の規
定に基づく政令によつて適用される場合を含
む。）若しくは第五十条第一項、第七項若し
くは第十項の規定により実施される第三十五
條第一項の規定による当該職員への質問に對
して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又
は同項（第七條第一項の規定に基づく政令に
よつて準用される場合、第四十四條の四第一
項の規定に基づく政令によつて適用される場
合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令
によつて適用される場合を含む。）若しくは
第五十条第一項、第七項若しくは第十項の規
定により実施される第三十五条第一項の規定
による当該職員への調査を拒み、妨げ若しくは
忌避したとき。

八 第五十四條又は第五十五條第一項、第二項若しくは第四項の規定（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）に違反して指定動物を輸入したとき。

第九 第五十六條の第二項の規定に違反して届出動物等を輸入したとき。

第七十八條 第六十七條の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四條の二の例に従う。

第七十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十七條の罪を犯し、又は第六十八條から第七十一條まで、第七十五條、第七十六條若しくは第七十七條第八号若しくは第九号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第八十條 第十九條第一項、第二十條第一項若しくは第二十六條において準用する第十九條第一項若しくは第二十條第一項（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第四十六條第一項の規定による入院の勧告若しくは第十九條第三項若しくは第五項、第二十條第二項若しくは第三項若しくは第二十六條において準用する第十九條第三項若しくは第五項若しくは第二十條第二項若しくは第三項（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）以下この条において同じ。）若しくは第四十六條第二項若しくは第三項の規定による入院の措置により入院した者がその入院の期間（第二十二條第四項若しくは第二十六條において準用する同項（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）又は第四十六條第四項の規定により延長された期間を含む。）中に逃げたとき又は第十九條第三項若しくは第五項、第二十二條第二項若しくは第三項若しくは第二十六條において準用する第十九條第三項若しくは第五項若しくは第二十二條第二項若しくは第三項の規定による入院の措置を実施される者（第二十三條

若しくは第二十六條において準用する第二十三條（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）又は第四十九條において準用する第十六條の第三項第五項の規定による通知を受けた者に限る。）が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかつたときは、五十万円以下の過料に処する。

第八十一條 第十五條第八項の規定（第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）による命令を受けた者が、第十五條第一項若しくは第二項の規定（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）による当該職員の間問に對して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなくこれらの規定による当該職員の調査（第十五條第三項（同條第六項において準用される場合、第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合）及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過料に処する。

第八十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
一 第五十六條の十八第一項の規定に違反した者
二 第五十六條の十九第二項の規定による届出をしなかつた者
三 第五十六條の三十三の規定による命令に違反した者

第八十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。
一 第五十六條の十一第三項（第五十六條の十四において読み替へて準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつた者
二 第五十六條の十八第二項の規定による届出をしなかつた者

附則 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十三條の規定 公布の日
二 第八章の規定、第六十一條第一項及び第六十九條第七号の規定並びに附則第三十四條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
（検討）

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、感染症の流行の状況、医学医療の進歩の推移、国際交流の進展、感染症に関する知識の普及の状況その他この法律の施行の状況等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）
二 性病予防法（昭和二十三年法律第六十七号）
三 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（平成元年法律第二号）
（伝染病予防法の廃止に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた医師の診断又は検案に係る前條の規定による廃止前の伝染病予防法（以下「旧伝染病予防法」という。）第三條及び第三條ノ二の規定による届出については、なお従前の例による。

第五条 施行日前に行われた旧伝染病予防法第十二條第一項の規定による許可は、第三十條第二項の規定による許可とみなす。

第六条 施行日前に行われた措置に係る旧伝染病予防法第二十一條に規定する費用についての市町村の支弁、都道府県の支弁及び国庫の負担並びに旧伝染病予防法第二十二條及び第二十二條ノ二に規定する費用についての都道府県又は保健所を設置する市の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

第七条 施行日前に行われた措置に係る旧伝染病予防法第二十六條又は第二十七條の規定に基づく費用の追徴については、なお従前の例による。

（感染症指定医療機関の指定の特例）
第八条 都道府県知事は、当該地域において感染症指定医療機関が不足し、感染症のまん延の防止に著しい支障が生ずると認められる場合には、第三十八條第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に存する旧伝染病予防法第十七條に規定する伝染病院又は隔離病舎であつて適当と認めるものを一回を限り第二種感染症指定医療機関に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、施行日から五年を経過したときは、その効力を失うものとする。
3 市町村は、感染症指定医療機関が充足するまでの間、第一項の規定による都道府県知事の措置に協力しなければならない。

（性病予防法の廃止に伴う経過措置）
第九条 施行日前に行われた医師の診断に係る附則第三條の規定による廃止前の性病予防法（次條において「旧性病予防法」という。）第六條第一項の規定による届出については、なお従前の例による。

第十条 施行日前に行われた措置に係る旧性病予防法第十七條各号に掲げる費用についての都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び国庫の負担並びに旧性病予防法第十八條に規定する費用についての市町村の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。
（後天性免疫不全症候群の予防に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第十一条 施行日前に行われた医師の診断に係る附則第三條の規定による廃止前の後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（次條において「旧後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」という。）第五條の規定による報告については、なお従前の例による。

第十二條 施行日前に行われた旧後天性免疫不全症候群の予防に関する法律第十一條第一項の規定により適用するものとされた旧伝染病予防法第二十二條及び第二十二條ノ二に規定する措置に要する費用についての都道府県又は保健所を設置する市の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。
（施行のために必要な準備）

第十三條 厚生大臣は、第九條に規定する基本指針又は第十一條に規定する特定感染症予防指針を定めようとするときは、施行日前においても公衆衛生審議会の意見を聴くこと及び関係行政機関の長との協議をすることができ。

(罰則に関する経過措置)
第十四条 施行日前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ること)に係る部分に限る。)、第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)、並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。)、並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第五十九條ただし書、第六十七條、第六十七條第四項から第六項まで、第六十條、第六十三條、第六十四條並びに第六十二條の規定 公布の日

(従前の例による事務等に関する経過措置)

第六十九條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号) 附則第三十二條第一項、第七十八條第一項並びに第八十七條第一項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされた事項に係る都道府県知事の事務、権限又は職権(以下この条において「事務等」という。)については、この法律による改正後の国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法又はこれらの法律に基づく命令の規定により当該事務等に相当する事務又は権限を行うこととされた厚生大臣若しくは社会保険庁長官又はこれらの者から委任を受けた地方社会保険事務局長若しくはその地方社会保険事務局長から委任を受けた社会保険事務所長の事務又は権限とする。

(新地方自治法第五十六條第四項の適用の特例)

第七十條 第六十六條の規定による改正後の厚生省設置法第十四條の地方社会保険事務局及び

社会保険事務所であつて、この法律の施行の際旧地方自治法附則第八條の事務を処理するための都道府県の機関(社会保険関係事務を取り扱うものに限る。)、の位置と同一の位置に設けられるもの(地方社会保険事務局にあつては、都道府県庁の置かれてゐる市(特別区を含む。))に設けられるものに限る。)については、新地方自治法第五十六條第四項の規定は、適用しない。

(社会保険関係地方事務官に関する経過措置)
第七十一條 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第八條に規定する職員(厚生大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第五十八條において「社会保険関係地方事務官」という。)である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となるものとする。

(地方社会保険医療協議会に関する経過措置)
第七十二條 第六十九條の規定による改正前の社会保険医療協議会法の規定による地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員は、相当の地方社会保険事務局の地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(準備行為)
第七十三條 第二百條の規定による改正後の国民年金法第九十二條の三第一項第二号の規定による指定及び同条第二項の規定による公示は、第二百條の規定の施行前においても行うことができる。

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)
第七十四條 施行日前にされた行政庁の処分に係る第四百九十九條から第五百一十一條まで、第五百五十七條、第五百五十八條、第五百六十五條、第六百五十八條、第六百七十條、第六百七十二條、第六百七十三條、第六百七十五條、第六百七十六條、第六百七十七條、第六百七十八條、第六百九十五條、第二百一十一條、第二百一十二條、第二百一十四條、第二百一十九條から第二百二十一條まで、第二百二十九條又は第二百三十八條の規定による改正前の児童福祉法第五十九條の四第二項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二條の四、食品衛生法第二十九條の四、旅館業法第九條の三、公衆浴場法第七條の三、医療法第七十一條の三、身体障害者福祉法第四十三條の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一條の十二第二項、クリーニン

業法第十四條の二第二項、狂犬病予防法第二十五條の二、社会福祉事業法第八十三條の二第二項、結核予防法第六十九條、と畜場法第二十二條、歯科技工士法第二十七條の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十條の八の二、知的障害者福祉法第三十條第二項、老人福祉法第三十四條第二項、母子保健法第二十六條第二項、柔道整復師法第二十三條、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四條第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一條第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分に関する経過措置)
第七十五條 この法律による改正前の児童福祉法第四十六條第四項若しくは第五十九條第一項若しくは第三項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八條第一項(同法第十二條の二第二項において準用する場合を含む。)、食品衛生法第二十二條、医療法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、毒物及び劇物取締法第十七條第一項(同法第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。)、厚生年金保険法第九十九條第一項、水道法第三十九條第一項、国民年金法第六十六條第一項、薬事法第六十九條第一項若しくは第七十二條又は柔道整復師法第十八條第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分は、それぞれこの法律による改正後の児童福祉法第四十六條第四項若しくは第五十九條第一項若しくは第三項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八條第一項(同法第十二條の二第二項において準用する場合を含む。)、食品衛生法第二十二條若しくは第二十五條第一項、医療法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、毒物及び劇物取締法第十七條第一項若しくは第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。)、厚生年金保険法第九十九條第一項、水道法第三十九條第一項、国民年金法第六十六條第一項、薬事法第六十九條第一項若しくは第七十二條若しくは第七十二條第二

項又は柔道整復師法第十八條第一項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。

(国等の事務)

第七十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一條において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二條から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下

この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体

制、これに従事する職員の内在方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の観点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一二年二月二日法律第一六〇号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一五年一〇月二六日法律第一四五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六條の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 （感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に行われた医師の診断に係る第一条の規定による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十二條第一項の規定による届出については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を確認し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一六年六月三日法律第一三三号）抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年二月二日法律第一五〇号）抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一八年六月二日法律第八三三号）抄

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第十條並びに附則第四條、第三十三條から第三十六條まで、第五十二條第一項及び第二項、第五十五條、第二百二十四條並びに第三百三十一條から第三百三十三條までの規定 公布の日
二、三、略
四 第三條、第七條、第十三條、第十六條、第十九條及び第二十四條並びに附則第二條第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十一條、第四十二條、第四十四條、第五十七條、第六十六條、第七十五條、第七十六條、第七十八條、第七十九條、第八十一條、第八十四條、第八十五條、第八十七條、第八十九條、第九十三條から第九十五條まで、第九十七條から第一百條まで、第一百零三條、第九十九條、第一百零四條、第一百零七條、第一百零八條、第一百一十條、第一百一十一條、第一百一十二條、第一百一十三條、第一百一十四條、第一百一十五條、第一百一十六條、第一百一十七條、第一百一十八條及び第一百一十九條の規定 平成二十年四月一日

（罰則に関する経過措置）
第六三十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）
第六三十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとしてみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていらないものについては、この法律及び

これに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていられないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六三十三條 附則第三條から前條までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年一二月八日法律第一〇六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律目次の改正規定（「第二十六條」を「第二十六條の二」に改める部分及び「第七章 新感染症（第四十五條―第五十三條）」を「第七章 新感染症（第四十五條―第五十三條）」第七章の二「結核（第五十三條の二）―第五十三條の十五」に改める部分に限る。）、同法第六條第二項から第六項までの改正規定（同法第三項の改正規定、同法に八項を加える改正規定（同法第十五項、第二十一項第二号及び第二十二項第十号に係る部分に限る。）、同法第十條第六項を削る改正規定、同法第十八條から第二十條まで、第二十三條及び第二十四條の改正規定、同法の次に一條を加える改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法の次に一條を加える改正規定、同法第三十七條の次に一條を加える改正規定、同法第三十八條から第四十四條まで及び第四十六條の改正規定、同法第四十九條の次に一條を加える改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定、同法第五十七條及び第五十八條の改正規定、同法の次に二條を加える改正規定、同法第五十九條から第六十二條まで及び第六十四條の改正規定、同法の次に一條を加える改正規定並びに同法第六十五條、第六十五條の二（第三章に係る部分を除く。）、及び第六十七條第二項の改正規定、第二條の規定並びに次條から附則第七條まで、附則第十三條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七條）別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四號）の項の改正規定中第三章に係る部分を除く。）及び附則第十四條から第二

十三条までの規定は、平成十九年四月一日から施行する。

(結核予防法の廃止)

第二条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)は、廃止する。

(結核予防法の廃止に伴う経過措置)

第六条 一部施行日において現に旧結核予防法第三十六条の指定を受けている結核患者を収容する施設を有する病院は、一部施行日に、第一条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「新感染症法」という。)第六条第十四項に規定する第二種感染症指定医療機関に係る新感染症法第三十八条第二項の指定を受けたものとみなす。

2 一部施行日において現に旧結核予防法第三十六条の指定を受けている病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局は、新感染症法第六十条第十五項に規定する結核指定医療機関に係る新感染症法第三十八条第二項の指定を受けたものとみなす。

(病原体等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に新感染症法第六十条第二十項に規定する二種病原体等(以下「二種病原体等」という。)を所持している者は、この法律の施行の日から三十日を経過するまでの間(以下「猶予期間」という。)に新感染症法第五十六条の六第一項本文の許可の申請をしなかつた場合にあつては猶予期間の経過後遅滞なく、猶予期間に申請した許可を拒否された場合にあつてはその処分後遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その所持する二種病原体等の滅菌若しくは無害化(以下「滅菌等」という。)又は譲渡し(以下「滅菌譲渡」という。)をしなければならぬ。

2 この法律の施行の際現に二種病原体等を所持している者は、次に掲げる期間は、新感染症法第五十六条の六第一項本文の許可を受けられないで、その二種病原体等を所持することができる。その者の従業者がその職務上所持する場合及びその者から運搬又は滅菌等を委託された者(その従業者を含む。)がその委託に係る二種病原体等を当該運搬又は滅菌等のために所持する場合も、同様とする。

一 猶予期間
二 猶予期間にした新感染症法第五十六条の六第一項本文の許可の申請についての処分があるまでの間

三 前項の規定により滅菌譲渡をするまでの間は、二種病原体等の保管、使用、運搬(船舶又は航空機による運搬を除く。以下同じ。)又は滅菌等をする場合においては、新感染症法第五十六条の二十五の技術上の基準に従つて二種病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(厚生労働大臣は、二種病原体等の保管、使用、運搬又は滅菌等に関する措置が新感染症法第五十六条の二十五の技術上の基準に適合していないと認めるときは、第二項の規定により二種病原体等を所持する者に対し、二種病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を命ずることができる。)

5 この法律の施行の際現に二種病原体等を所持している者は、新感染症法第五十六条の二十七の規定の適用については同条第一項の二種病原体等許可所持者と、新感染症法第五十六条の二十八、第五十六条の二十九及び第五十六条の三十七の規定の適用についてはこれらの規定の特定病原体等所持者とみなす。

6 新感染症法第五十六条の二十二第二項及び第五十六条の三十六の規定は、この法律の施行の際二種病原体等を所持する者がその二種病原体等の滅菌譲渡をする場合について準用する。

第九條 前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 前条第四項の規定による命令に違反した者

二 前条第六項において準用する新感染症法第五十六条の二十二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 前条第六項において準用する新感染症法第五十六条の三十六の規定による命令に違反した者

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金を科する。

第十一條 新感染症法第七十八条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約及びテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

2 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日がこの法律の施行の日前である場合には、前項の規定にかかわらず、新感染症法第七十八条の規定は、同条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされる罪についても適用する。

(検討)

第十二條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十四條 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二〇年五月二日法律第三〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(研究の促進等)

第三条 国は、新型インフルエンザ等感染症(第一条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。次項において同じ。)に係るワクチン等の医薬品の研究開発を促進するために必要な措置を講ずるとともに、これらの医薬品の早期の

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)の規定による製造販売の承認に資するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生及びまん延に備え、抗インフルエンザ薬及びプレパネミックワクチンの必要な量の備蓄に努めるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則(平成二〇年六月一八日法律第七三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則(平成二三年六月二日法律第七〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五号)の公布の日又はこの法律の公布の日

附則(平成二三年六月三日法律第六一〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(研究の促進等)

第三条 国は、新型インフルエンザ等感染症(第一条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。次項において同じ。)に係るワクチン等の医薬品の研究開発を促進するために必要な措置を講ずるとともに、これらの医薬品の早期の

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)の規定による製造販売の承認に資するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生及びまん延に備え、抗インフルエンザ薬及びプレパネミックワクチンの必要な量の備蓄に努めるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則(平成二三年六月二日法律第七〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則(平成二三年六月二日法律第七〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を削る改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。))に限る。

二 第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改

正規定に限り。及び第五十条から第五十二
条までの規定 公布の日

附則（平成二十三年六月二四日法律第七
四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十
日を経過した日から施行する。

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一
〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十
八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自
治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並
びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律
第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年
法律第九十八号）の項、都市再開発法（昭和四
十四年法律第三十八号）の項、環境基本法
（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市
街地における防災街区の整備の促進に関する
法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに
別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第
三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関す
る法律（昭和四十七年法律第六十六号）の
項、大都市地域における住宅及び住宅地の供
給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法
律第六十七号）の項、密集市街地における防
災街区の整備の促進に関する法律（平成九年
法律第四十九号）の項及びマンションの建替
えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律
第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第
七条から第十九条まで、第二十二條（児童福
祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の
十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条
の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十
八及び第二十四条の三十六の改正規定に限
る。）、第二十三條から第二十七條まで、第
二十九條から第三十三條まで、第三十四條（社
会福祉法第六十二條、第六十五條及び第七十
一條の改正規定に限る。）、第三十五條、第三
十七條、第三十八條（水道法第四十六條、第
四十八條の二、第五十條及び第五十條の二の
改正規定を除く。）、第三十九條、第四十三條
（職業能力開発促進法第十九條、第二十三條、

第二十八條及び第三十條の二の改正規定に限
る。）、第五十一條（感染症の予防及び感染症
の患者に対する医療に関する法律第六十四條
の改正規定に限る。）、第五十四條（障害者自
立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規
定を除く。）、第六十五條（農地法第三條第一
項第九號、第四條、第五條及び第五十七條の
改正規定を除く。）、第八十七條から第九十二
條まで、第九十九條（道路法第二十四條の三
及び第四十八條の三の改正規定に限る。）、第
百一條（土地区画整理法第七十六條の改正規
定に限る。）、第二百二條（道路整備特別措置法
第十八條から第二十一条まで、第二十七條、
第四十九條及び第五十條の改正規定に限る。）、
第二百三條、第二百五條、第七十七條、第八十
五條（首都圏近郊緑地保全法第十五條及び第
十七條の改正規定に限る。）、第一百十六條
（流通業務市街地の整備に関する法律第三條
の二の改正規定を除く。）、第一百十八條（近畿
圏の保全区域の整備に関する法律第六十六條及
び第十八條の改正規定に限る。）、第二百二十
條（都市計画法第六條の二、第七條の二、第八
條、第十二條の二から第十二條の二まで、第八
十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條
及び第五十八條の二の改正規定を除く。）、第
百二十一條（都市再開発法第七條の四から第
七條の七まで、第六十條から第六十二條ま
で、第六十六條、第九十八條、第九十九條の
八、第三百二十九條の三、第四百一十一條の二及
び第四百二十二條の改正規定に限る。）、第二百
二十五條（公有地の拡大の推進に関する法律第
九條の改正規定を除く。）、第二百二十八條（都
市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定
を除く。）、第三百三十一條（大都市地域におけ
る住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別
措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第
六十七條、第四十條及び第九十九條の二の改正
規定に限る。）、第四百二十二條（地方拠点都市
地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進
に関する法律第十八條及び第二十一条から第
二十三條までの改正規定に限る。）、第四百四
十五條、第四百四十六條（被災市街地復興特別措
置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除
く。）、第四百四十九條（密集市街地における防
災街区の整備の促進に関する法律第二十條、

第二十一條、第九十一條、第九十一條、
第九十七條、第二百三十三條、第二百四十
一條、第二百八十三條、第三百一十一條及び第
三百十八條の改正規定に限る。）、第五百十五
條（都市再生特別措置法第五十一條第四項の
改正規定に限る。）、第五百五十六條（マンシ
ョンの建替えの円滑化等に関する法律第二百二
條の改正規定を除く。）、第五百五十七條、第五
十八條（景観法第五十七條の改正規定に限
る。）、第六十條（地域における多様な需要
に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特
別措置法第六條第五項の改正規定（「第二項
第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部
分を除く。）並びに同法第十一條及び第十三
條の改正規定に限る。）、第六十二條（高齢
者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す
る法律第十條、第十二條、第十三條、第三十
六條第二項及び第五十六條の改正規定に限
る。）、第六十五條（地域における歴史的風
致の維持及び向上に関する法律第二十四條及
び第二十九條の改正規定に限る。）、第六十六
九條、第七十一條（廃棄物の処理及び清掃
に関する法律第二十一條の改正規定に限る。）、
第七十四條、第七十七條、第八十八條、第八
十二條（環境基本法第六條及び第四十條の二
の改正規定に限る。）、及び第八十七條（鳥獣
の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五
條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正
規定（「第四條第三項」を「第四條第四項」
に改める部分を除く。）、同法第二十九條第四
項の改正規定（「第四條第三項」を「第四條
第四項」に改める部分を除く。）並びに同法
第三十四條及び第三十五條の改正規定に限
る。）、規定並びに附則第十三條、第十五條
から第二十四條まで、第二十五條第一項、第
二十六條、第二十七條第一項から第三項ま
で、第三十條から第三十二條まで、第三十八
條、第四十四條、第四十六條第一項及び第四
十七條から第四十九條まで、第五十
八條、第五十九條、第六十一條から第六十
九條まで、第七十一條、第七十二條第一項
から第三項まで、第七十四條から第七十六條ま
で、第七十八條、第八十條第一項及び第三
項、第八十三條、第八十七條（地方税法第五
百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定
を除く。）、第八十九條、第九十條、第九十二

條（高速自動車国道法第二十五條の改正規定
に限る。）、第一百一條、第一百二條、第一百五
條から第一百七條まで、第一百二十二條、第
百十七條（地域における多様な主体の連携による生物
の多様性の保全のための活動の促進等に関す
る法律（平成二十二年法律第七十二號）第四
條第八項の改正規定に限る。）、第一百十九條
、第二百一十一條の二並びに第二百二十三條第二項
の規定 平成二十四年四月一日

第三十一條 第五十一條の規定（感染症の予防及
び感染症の患者に対する医療に関する法律第六
十四條の改正規定に限る。以下この条において
同じ。）の施行前に第五十一條の規定による改
正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する
医療に関する法律（以下この条において「旧感
染症法」という。）の規定によりされた指定等
の処分その他の行為（以下この項において「処
分等の行為」という。）又は第五十一條の規定
の施行の際現に旧感染症法の規定によりされて
いる指定の申請及び辞退の届出（以下この項に
おいて「申請等の行為」という。）で、第五十一
條の規定の施行の日においてこれらの行為に
係る行政事務を行うべき者が異なることとなる
ものは、同日以後における第五十一條の規定に
よる改正後の感染症の予防及び感染症の患者に
対する医療に関する法律（以下この条において
「新感染症法」という。）の適用については、新
感染症法の相当規定によりされた処分等の行為
又は申請等の行為とみなす。

2 第五十一條の規定の施行前に旧感染症法の規
定により地方公共団体の機関に対し報告をしな
ければならない事項で、第五十一條の規定の施
行の日前にその報告がされていないものにつ
いては、これを、新感染症法の相当規定により地
方公共団体の相当の機関に対して報告をしなけ
ればならない事項についてその報告がされてい
ないものとみなして、新感染症法の規定を適用
する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる
規定にあつては、当該規定。以下この条におい
て同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。
(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關
する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附則(平成二十三年一月一四日法律第
一二二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一 附則第六条、第八條、第九條及び第十三條
の規定 公布の日

附則(平成二十五年一月二七日法律第
八四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第六十四條、第六十六
條及び第七十二條の規定は、公布の日から施行す
る。
(処分等の効力)

第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの
法律(これに基づく命令を含む。以下この条に
おいて同じ。)の規定によつてした処分、手続
その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法
律の規定に相当の規定があるものは、この附則
に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれ
ぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみ
なす。
(罰則に關する経過措置)

第一百一条 この法律の施行前にした行為及びこの
法律の規定によりなお従前の例によることとさ
れる場合におけるこの法律の施行後にした行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例
による。
(政令への委任)

第一百二條 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に關す
る経過措置を含む。)は、政令で定める。
附則(平成二十五年一月一三日法律第
一〇三号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 附則第十七條の規定 薬事法等の一部を改
正する法律(平成二十五年法律第八十四号)
の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれ
か遅い日
附則(平成二十六年六月一三日法律第六
九号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 附則第十七條の規定 薬事法等の一部を改
正する法律(平成二十五年法律第八十四号)
の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれ
か遅い日
附則(平成二十六年六月一三日法律第六
九号)抄

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 附則第十七條の規定 薬事法等の一部を改
正する法律(平成二十五年法律第八十四号)
の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれ
か遅い日
附則(平成二十六年六月一三日法律第六
九号)抄

(経過措置の原則)
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に
ついての不服申立てであつてこの法律の施行前
にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法
律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為
に係るものについては、この附則に特別の定め
がある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に關する経過措置)

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十
六年法律第六十八号)の施行の日から施行す
る。
(経過措置の原則)
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に
ついての不服申立てであつてこの法律の施行前
にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法
律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為
に係るものについては、この附則に特別の定め
がある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に關する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな
いこととされる事項であつて、当該不服申立て
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起
すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが
他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ
の他の行為を経た後でなければ提起できないと
される場合にあつては、当該他の不服申立てを
提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す
べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提
起については、なお従前の例による。
(前条の規定によりなお従前の例によることと
される場合を含む。)により異議申立てが提起
された処分その他の行為であつて、この法律の
規定による改正後の法律の規定により審査請求
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え
を提起することができないこととされるものの
取消しの訴えの提起については、なお従前の例
による。
不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の
施行前に提起されたものについては、なお従前
の例による。
(罰則に關する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一 第六條の見出しの改正規定、同條に一項を
加える改正規定並びに第十三條第一項及び第
二項にただし書を加える改正規定並びに附則
第四條及び第五條の規定 公布の日
二 第六條の改正規定(同條第二十二項第二号
の改正規定及び同條に一項を加える改正規定
を除く。) 公布の日から起算して二月を経過
した日
三 第六條第二十二項第二号、第十二條第一項
第一号及び第五十三條の十四(見出しを含
む。)の改正規定、同條に一項を加える改正
規定並びに附則第三條の規定 公布の日から
起算して六月を経過した日
(検討)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律の規定による改正後
の規定の施行の状況について検討を加え、必要
があるとき認めるときは、その結果に基づいて必
要な措置を講ずるものとする。
(医師の届出に關する経過措置)

第三条 この法律による改正後の第十二條第一項
第一号の規定は、附則第一條第三号に掲げる規
定の施行の日以後に同項第一号に掲げる者を診
断した医師について適用し、同日前にこの法律
による改正前の第十二條第一項第一号に掲げる
者を診断した医師については、なお従前の例に
よる。
(罰則に關する経過措置)

第四条 この法律(附則第一條各号に掲げる規定
にあつては、当該規定)の施行前にした行為及
び前条の規定によりなお従前の例によることと
される場合における同条の規定の施行後にした
行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。
(罰則に關する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。ただし、次の各号
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行
する。
一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七
十五條(児童福祉法第三十四條の二十の改正
規定に限る。)、第八十五條、第九十二條、第九
七條(民間あっせん機関による養子縁組の
あっせんに係る児童の保護等に関する法律第
二十六條の改正規定に限る。)、第九十一條、
第九十四條、第九十九條、第一百零一號、第
百零四條、第一百零九條、第一百一十二
號、第一百五十四條(不動産の鑑定評価に關す
る法律第二十五條第六號の改正規定に限る。)
及び第六十八條並びに次次並びに附則第三
條及び第六條の規定 公布の日
(行政庁の行為等に關する経過措置)

よることとされる場合におけるこの法律の施行
後にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第十條 附則第五條から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置
(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定
める。
附則(平成二十六年一月二二日法律第
一一五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一 第六條の見出しの改正規定、同條に一項を
加える改正規定並びに第十三條第一項及び第
二項にただし書を加える改正規定並びに附則
第四條及び第五條の規定 公布の日
二 第六條の改正規定(同條第二十二項第二号
の改正規定及び同條に一項を加える改正規定
を除く。) 公布の日から起算して二月を経過
した日
三 第六條第二十二項第二号、第十二條第一項
第一号及び第五十三條の十四(見出しを含
む。)の改正規定、同條に一項を加える改正
規定並びに附則第三條の規定 公布の日から
起算して六月を経過した日
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律の規定による改正後
の規定の施行の状況について検討を加え、必要
があるとき認めるときは、その結果に基づいて必
要な措置を講ずるものとする。
(医師の届出に關する経過措置)

第三条 この法律による改正後の第十二條第一項
第一号の規定は、附則第一條第三号に掲げる規
定の施行の日以後に同項第一号に掲げる者を診
断した医師について適用し、同日前にこの法律
による改正前の第十二條第一項第一号に掲げる
者を診断した医師については、なお従前の例に
よる。
(罰則に關する経過措置)

(罰則に關する経過措置)

第四条 この法律(附則第一條各号に掲げる規定
にあつては、当該規定)の施行前にした行為及
び前条の規定によりなお従前の例によることと
される場合における同条の規定の施行後にした
行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。
(罰則に關する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。ただし、次の各号
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行
する。
一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七
十五條(児童福祉法第三十四條の二十の改正
規定に限る。)、第八十五條、第九十二條、第九
七條(民間あっせん機関による養子縁組の
あっせんに係る児童の保護等に関する法律第
二十六條の改正規定に限る。)、第九十一條、
第九十四條、第九十九條、第一百零一號、第
百零四條、第一百零九條、第一百一十二
號、第一百五十四條(不動産の鑑定評価に關す
る法律第二十五條第六號の改正規定に限る。)
及び第六十八條並びに次次並びに附則第三
條及び第六條の規定 公布の日
(行政庁の行為等に關する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつ
ては、当該規定。以下この条及び次条において
同じ。)の規定の日以前に、この法律による改正
前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条
項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの
に限る。)に基づき行われた行政庁の処分その
他の行為及び当該規定により生じた失職の効力
については、なお従前の例による。
(罰則に關する経過措置)

(政令への委任)
第五条 この附則に規定するもののほか、この法
律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に關する
経過措置を含む。)は、政令で定める。
附則(令和元年六月一四日法律第三七
号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。ただし、次の各号
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行
する。
一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七
十五條(児童福祉法第三十四條の二十の改正
規定に限る。)、第八十五條、第九十二條、第九
七條(民間あっせん機関による養子縁組の
あっせんに係る児童の保護等に関する法律第
二十六條の改正規定に限る。)、第九十一條、
第九十四條、第九十九條、第一百零一號、第
百零四條、第一百零九條、第一百一十二
號、第一百五十四條(不動産の鑑定評価に關す
る法律第二十五條第六號の改正規定に限る。)
及び第六十八條並びに次次並びに附則第三
條及び第六條の規定 公布の日
(行政庁の行為等に關する経過措置)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。ただし、次の各号
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行
する。
一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七
十五條(児童福祉法第三十四條の二十の改正
規定に限る。)、第八十五條、第九十二條、第九
七條(民間あっせん機関による養子縁組の
あっせんに係る児童の保護等に関する法律第
二十六條の改正規定に限る。)、第九十一條、
第九十四條、第九十九條、第一百零一號、第
百零四條、第一百零九條、第一百一十二
號、第一百五十四條(不動産の鑑定評価に關す
る法律第二十五條第六號の改正規定に限る。)
及び第六十八條並びに次次並びに附則第三
條及び第六條の規定 公布の日
(行政庁の行為等に關する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつ
ては、当該規定。以下この条及び次条において
同じ。)の規定の日以前に、この法律による改正
前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条
項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの
に限る。)に基づき行われた行政庁の処分その
他の行為及び当該規定により生じた失職の効力
については、なお従前の例による。
(罰則に關する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

(検討)

第七條 政府は、会社法(平成十七年法律第八
十六號)及び一般社団法人及び一般財団法人に關
する法律(平成十八年法律第四十八號)におけ
る法人の役員資格を成年被後見人又は被保佐
人であることを理由に制限する旨の規定につい
て、この法律の公布後一年以内を目途として検
討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除
その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす
る。
附則(令和二年一月九日法律第七五
号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。ただし、次の各号
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行
する。
一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七
十五條(児童福祉法第三十四條の二十の改正
規定に限る。)、第八十五條、第九十二條、第九
七條(民間あっせん機関による養子縁組の
あっせんに係る児童の保護等に関する法律第
二十六條の改正規定に限る。)、第九十一條、
第九十四條、第九十九條、第一百零一號、第
百零四條、第一百零九條、第一百一十二
號、第一百五十四條(不動産の鑑定評価に關す
る法律第二十五條第六號の改正規定に限る。)
及び第六十八條並びに次次並びに附則第三
條及び第六條の規定 公布の日
(行政庁の行為等に關する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつ
ては、当該規定。以下この条及び次条において
同じ。)の規定の日以前に、この法律による改正
前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条
項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの
に限る。)に基づき行われた行政庁の処分その
他の行為及び当該規定により生じた失職の効力
については、なお従前の例による。
(罰則に關する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

(検討)

第七條 政府は、会社法(平成十七年法律第八
十六號)及び一般社団法人及び一般財団法人に關
する法律(平成十八年法律第四十八號)におけ
る法人の役員資格を成年被後見人又は被保佐
人であることを理由に制限する旨の規定につい
て、この法律の公布後一年以内を目途として検
討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除
その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす
る。
附則(令和二年一月九日法律第七五
号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年二月三日法律第五号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十五条第八項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項又は第二項の規定による当該職員の間又は必要な調査に対して正当な理由がななく協力しない特定患者等(同条第八項に規定する特定患者等をいう。)について適用する。

2 第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第八十条の規定は、施行日以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による入院の勧告若しくは入院の措置により入院する者又は施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者(施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受けた者に限る。)について適用する。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。